

令和元年第3回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和元年9月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時45分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高濱裕子
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	澤村誠一
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	小田倉浩

上下水道課長

佐藤光明

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

代表監査委員

瀧田晴夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菊地静夫

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第17号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 6 号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 7 号 那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 9 号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第13号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第14号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第15号 那須烏山市立幼稚園保育料条例及び那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第16号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について（市長提出）

- 提出)
- 日程 第17 議案第 1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第 2号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第 3号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第 4号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第21 議案第 5号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第18号 平成30年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第23 議案第19号 曲畑辺地及び志鳥下辺地に係る総合整備計画の策定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第 1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第 2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第 3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第27 認定第 4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第28 認定第 5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第29 認定第 6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第30 認定第 7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第31 認定第 8号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第32 認定第 9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定につい

て（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和元年第3回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

16番 高田悦男議員

17番 平塚英教議員

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提

出について

○議長（沼田邦彦） 日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、農業公社から平成30年度経営状況説明書が提出されましたので、報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的とし、農地の集積・集約化の推進を図る農地利用集積円滑化事業を初め、農業用機械及び施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成支援事業など、さまざまな公益事業に取り組んでおります。

平成29年度からは、農作業の受委託事業を初め、病虫害防除の航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）供給事業を主な事業とする収益事業を、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が担っております。

さて、昨今の農業情勢は依然として農業従事者の兼業化や高齢化が進み、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加に伴う農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。

このような状況の中で、農家の農業公社に寄せる要望は多種多様化しており、その付託に応えるため、農業公社の責務は非常に大きいものがございます。現在は、地域の担い手への農地利用集積の推進、担い手の育成・確保などを行う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを行う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、さまざまな農業問題を解消するための担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の受け皿となるため、その役割を果たしているところであります。

現在の財政状況は、年々、安定的な経営に向かっているところであります。今後は、公益事業と収益事業の分離による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

なお、事業内容、財政状況等の詳細につきましては、農政課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、命によりまして、一般財団法人那須烏山市農業公社の

経営状況説明書の補足説明をさせていただきます。

お配りしております資料の1ページをお開きください。

Iの事業概要にありますとおり、農業公社では、記載されております8項目の事業を実施しております。この中から主な事業について報告をさせていただきます。

IIの事業実績をごらんください。

初めに、1の農地利用集積円滑化事業についてです。この事業は、農業経営が困難となった農業者から、農地を貸したい、農作業を委託したいといった相談があった場合、農業公社が間に入りまして、地域の認定農業者、集落営農組織等に農地の貸し付けなどの手続を行うものでございます。

平成30年度は、農業公社が借り受けたものが72件、面積は55.7ヘクタール、昨年度より14件の増でして、面積も8.8ヘクタールの増となっております。農業公社から認定農業者等へ貸し付けたものが21件、面積は同じです。昨年度より2件の減。面積は8.8ヘクタールの増となっております。

また、農地の所有権移転の支援としまして、栃木県農業振興公社が行います農地売買事業で、農業公社が仲介としているものがありますが、平成30年度はありませんでした。参考までに、昨年度は1件ありまして、面積は0.1ヘクタールでした。

次に、2ページをごらんください。中段の6の那須烏山市からの受託事業についてです。平成30年度は、市民ふれあい農園の管理経営を受託しておりました。利用者は5名で、13区画を貸し出しておりました。市民ふれあい農園につきましては、利用頻度の低迷、管理棟などの老朽化により、ことしの3月31日をもちまして廃止となりました。平成6年度から始まりましたこちらの農園は、「まちとむら交流事業」の一環としてスタートしたのですが、農作業体験を通じて、農作業に対する理解を深めることができ、一定の成果が得られたと感じております。

続きまして、7の農業機械リース事業です。この事業は、農業公社所有の農業機械を、株式会社アグリ那須烏山に貸し出し、リース料として農業公社の収入としているものです。

3ページ、4ページにつきましては、ごらんいただければと思います。

事業報告は以上です。

次に、財務諸表等について報告をさせていただきます。

法人会計基準によりまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記を5ページ以降に記載しております。

では、5ページをお開きください。平成30年度貸借対照表です。

Iの資産の部ですが、1、流動資産、2、固定資産を合わせまして、資産の合計が

5,952万7,513円です。

Ⅱの負債の部ですが、1、流動負債、2、固定負債を合わせまして、負債の合計が345万9,126円です。

Ⅲの正味財産の部ですが、指定正味財産と一般正味財産を合わせまして5,606万8,387円です。

Ⅱの負債の部とⅢの正味財産の部を合わせまして5,952万7,513円になります。

Ⅲの正味財産の内容につきましては、9ページから11ページに詳細が記載されております。ごらんいただければと思います。

次に、9ページをごらんください。上段のⅠの一般正味財産増減の部の中で、当年度の額が0円の項目が3カ所ございます。農作業受委託推進事業収益、航空散布受託事業収益、飼料用稲（WCS）供給事業収益の3項目です。これらの事業につきましては、株式会社アグリ那須烏山に移管したため、0円となっております。

一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明の補足説明は以上となります。

次に、参考までに、株式会社アグリ那須烏山の事業報告について御説明いたします。

18ページをごらんください。株式会社アグリ那須烏山では、Ⅰの事業概要に記されているとおり、5項目の事業を実施しております。

Ⅱの事業実績に、事業内容を記載しております。概要のみ説明をさせていただきます。

初めに、1、土地利用型農業の経営です。

(1) 無人ヘリコプターによる農薬等の航空散布事業についてでございます。

この事業は、農家の重労働の解消と、水稻の品質向上対策として継続的に実施しているものです。平成30年度の実績は、1,226.4ヘクタールです。

次に、(2) 飼料用稲（WCS）供給事業です。

この事業は、市内の転作田に飼料用稲を耕種農家に作付してもらい、株式会社アグリ那須烏山が刈り取り、ラッピングを行い、畜産農家に販売している事業です。平成30年度は27.8ヘクタールを作付しております。個数にしますと2,770個。市内農家を中心に販売をしております。

次に、19ページ、(3) 食用米生産事業です。

こちらは、平成29年度までは飼料用米生産事業としておりましたが、売り上げとそれにかかる費用が多額になるため、収益が余り見込めないため、この分を飼料用稲（WCS）事業に事業転換した新規事業です。また、平成30年度から新規に受け付けた水田のうち、作付が飼料用稲（WCS）に適さない水田に、食用米あさひの夢を作付しており、食用米生産事業として実施しております。初年度は1.4ヘクタールに作付をしました。

次に、(4) 飼料用とうもろこし生産事業です。平成30年度からの新規事業です。

アグリ那須烏山が借り受けている水田のうち、給水条件の悪い水田に飼料用とうもろこしを作付し、市内の畜産農家に販売している事業です。初年度は1.1ヘクタールに作付をしました。

次に、2、農作業等の受託です。

(1) 稲作等受委託作業は、平成29年度までは部分委託作業と稲作受委託作業に分けて掲載しておりましたが、平成30年度より、稲作等受委託事業として掲載しております。こちらの事業は、兼業農家等から米麦を中心とした部分農作業を実施するものです。

(2) 麦作受委託作業、(3) 大豆受委託作業は、無人ヘリコプターによる防除作業でございます。

説明は以上となりますが、農業公社につきましては人材不足、設備不足と問題も多く、苦慮しておりますが、ますます農家の要望もふえてきております。その要望に応えるためにも、調査研究等をするとともに、財政的な強化も図っていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長(沼田邦彦) 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

2番興野議員。

○2番(興野一美) 株式会社アグリ那須烏山、これの報告書はあるんですけども、決算書って提出可能なんですか。

○議長(沼田邦彦) 大鐘農政課長。

○農政課長(大鐘智夫) 参考資料としてお見せすることは可能だと思います。

○議長(沼田邦彦) 2番興野議員。

○2番(興野一美) じゃあ、参考として提出をお願いします。

○議長(沼田邦彦) ほかにございませんか。

17番平塚議員。

○17番(平塚英教) 市の農業公社の経営状況の報告ということでございます。今も質問にありましたように、株式会社アグリ那須烏山との関係がちょっとわかりづらいと私も思います。先ほど9ページの平成30年度の正味財産増減計算書ですか、その中で、当年度ゼロが3つあるということで、農作業受委託推進事業収益、航空散布受託事業収益、WCSの供給事業収益というのが、これは昨年、合計しますと770万円近くになりますね。3つでね。これが今回はゼロになっているわけなんですけども、農業公社から農機具等を貸し付けて、アグリ那須烏山から貸し付けた農機具の貸付料をもらうと。あわせて出向職員の給与相当分というの

が、昨年から見ますと300万円近く減っているわけなんです、公社営農関連事業収益を見ますと、これなんかも農業公社からアグリのほうに出向されている職員の給与と考えてよろしいんでしょうかね。

それについては、先ほど言った3つの事業、3つだけじゃありません、5つの事業をしていますが、その収益の中から給与相当分を払っているのかなと思われるんですけども、去年よりは出向職員に対する負担の、出向職員はこれ、農業公社の職員なのかアグリなのか、ちょっとそこら辺が私、理解できませんが、アグリからというんですから、農業公社の中でアグリ関係の事業をされている人に対する職員給与相当分をアグリからも負担してもらっているというような理解でよろしいのかどうか、その辺の考え方。

そして、そのアグリそのものの5つの事業をやる中で、収益が全体として純利益があったのかどうか、あったものについては、農業公社のほうに配当になるのか、その辺の関係性といえますか、それをお示しいただきたい。農業公社自体の経営成績と、そのアグリとの関係、わかりやすいように、非常に不理解で申しわけありませんが、わかりやすいように説明していただきたい、こういうことです。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、出向職員の件でございますが、農業公社からアグリに対しまして、2名の職員が出向というか兼務という状態でしておりますので、まずそちらが1つ目の質問ということで回答させていただきます。

それと、経営状況につきましてですけれども、アグリの経営状況につきましては、5つの事業それぞれ収益等も増加しておりますので、健全財政に向かっているという状況でございます。

公社のほうにつきましては、公益事業、収益がなかなかないものですから、そういった職員等の人件費が多額にかかりますので、そちらのほうにつきましては、アグリとのやりとりをしている中で赤字を出さないように今、苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、いずれにしても農業公社の収益部門がアグリのほうに行っているということでございますので、その辺、アグリの当然、決算の中身も含めて、農業公社のほうにそれが反映されているのかどうか、わかりやすくしてほしいということで、先ほど決算書は資料として用意できるということでございますので、今後は農業公社とアグリ那須烏山との経営のあり方と、そして決算の中身、それがどっちも健全経営になるように進めたいということ、質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） この公社とアグリ、何回も私、質問しますけれども、一番大きなこれを設立した目的が、やっぱり後継者不足の受け皿というか、この事業が一番大きいんだと思うんです。それで、前にも何回かお願いしましたが、やはり5年先、10年先に農業担い手がどれだけ減るかというのは、何回も調査しているように数字的にも明確になっていると思うんです。それに対して、どういう受け皿で対応するかという戦略が見えてこないのがやっぱり一番不安なんです。

そういう意味で、お願いですけども、その5年先、10年先を見て、どういう対応をするかという長期戦略というか計画をぜひ立ててほしいなという。これでお願いますと言うと、はい、わかりましたで終わってしまうので、ぜひ5年先、10年先を見越して、どういう計画を立てて、現状がどうかという案をぜひつくってほしいなと思うんです。報告する案を。これは、報告が公社なのかアグリなのかちょっとわからないんですけども、その辺は公社のほうなのかな。

その辺の見解も含めてお願いしたいのと、実際にアグリも含めて実作業を行っていますよね。19ページの農作業の受託を見ると、米、麦、ヘリコプターも含めてなんですけども、そういうのがあるんですけども、実際に作業する実務者というのは何人いるかというのは、どこを見ればわかるのかということもあわせて教えてください。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、5年後、10年後先、そういったものを見据えて経営計画等をしっかり立てていかなくとはという趣旨の御質問だと思います。

この件につきましては、私、農政課長は農業公社の理事になっておりますので、そういった理事会の中で、アグリに対してこういった意見も出ているということで、理事会の中で意見を言って、健全経営に向けて話をしていきたいと考えております。

それと、農業公社のそちらの受委託関係の実質的な携わっている職員ということですが、農業公社から出向している作業委託のオペレーターというのもおまして、実質、業務係として2名の方で業務のほうは担当しております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 確認ですけど、戦略に関しては、ぜひ報告欄を何行でもいいからつけてほしいというのは受けてほしいと思います。

それと、実務者2名というのはあれかな、3ページにある農業公社のほうの事務局職員の業務係2名と、これでいいのかしら。そうですか。はい。

じゃあ、最初の、欄を設けてというのも含めて、一言だけお願いします。「はい」と言ってほしいんです。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 先ほどの2名につきましては、農業公社のほうと兼務している職員でございます。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江議員。

○3番（堀江清一） アグリ那須烏山の事業なんですけど、収益を上げるために、WCSと、あと飼料用とうもろこしの生産をこれから多分、力を入れていくのかなと思われるんですが、そのためには引き受ける畜産農家が必ず必要なのかなと。今後そのWCSと飼料用とうもろこし、デントコーンですか、これを今後どれぐらい目標にふやそうとしているのか、また、それを引き受ける畜産農家、これはどんどんつくってもどんどん引き受けますよという状況なのか、引き受けてくれる畜産農家は結構あるのか、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、飼料用稲（WCS）の件につきましては、こちらの販売は、昨年度は市内の方で8軒、市外で3軒ございます。この軒数につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますので、やはりこの部分を軒数を伸ばすということが、WCSでもうかるということですので、こういったところは常にもうかるという意識を持って、値段の関係もそうですけれども、繰り返しますが、いかにもうかる会社経営をしていくかということが大切になるかと思っておりますので、そういったことを含めて事業を進めるということ、話をしていきたいなと思っております。

畜産農家の受け入れにつきましても、先ほどの販売個数がやはり横ばいということですので、できるだけアグリのもを購入了りいただけるように、営業活動をしていく必要があると思っておりますので、そういったことを含めて話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番渋井議員。

○12番（渋井由放） 今さんざんアグリと農業公社の問題が出ました。もともとは、農業公社は、同僚議員がちょっとお話ししましたけど、担い手の問題とかそういうのを克服してということだったと思うんですが、その事業が収益事業としてアグリの方へ行ったと。

そうしますと、例えば那珂川町を見ましようか。那珂川町なんかは、農業公社がないという

ことですね。それで、当市はアグリに移行したわけですから、そういう収益事業を。農業公社がなくていいんじゃないのかと思うんですね。なぜ農業公社、アグリに移行した後、農業公社をしっかりと残しておく必要があるのかというところを説明いただければ。

ないところで那珂川町はやっているわけですよ。多分、うちのほうと農地の面積なんかも同じだと思いますよ。ただ市から請け負っているものがあるんだとか、航空散布をやるんだとかというようなところがあったから、あったんじゃないのかなと私は思うんですが、いや、なくちゃだめなんだということは絶対ないと思うんですよ。那珂川町はないわけだから。その辺のところですね。何なら解散して、株式会社でやってもらおうと。そうすれば明快だと、こういうふうになるのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農業公社の必要性含めてお話をさせていただきます。

アグリができましたのは、平成29年。今回の決算で2年目ということになっております。その間、農業公社につきましては、やはりアグリとともに、先ほどの市長説明にもありましたとおり、両輪のようでこの地域の農業を支えているという現状があります。

今のお話につきましても、このままでいいということではないとは思いますが、やはりその時代に合ったそれぞれのあり方というのがあると思いますので、調査研究を進めながら今後、農業公社の存続、あり方につきましても調査研究を、関係者と話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番渋谷議員。

○12番（渋谷由放） 今までずっとあるから、それでいいんだというんじゃなくて、みずから改革をして、株式会社をつくる。それは補助金をもらったり何かするのに有利なんだとか、耕作する契約が有利なんだってつくったわけなんですよ。そういう有利なほうに脱皮をして、農業公社をやめるといふふうに将来的にはなるのではないかと思っているんですけども、農業公社はなくても、ほかの市町ではやっているという事実もあるので、その辺しっかり見てもらいたいなど。

あってもいいですよ。あってもいいんだけど、このためにあるんだよという、そういうのがここにはないと。単純に。ただ残っちゃったんだわという話では、話にならないんじゃないのかなと思います。

そして、この金額は出資金とか出捐金とかという、これは同僚議員がいっぱいあれしましたけども、配当がもらえる金額というか、ですから、出捐金じゃないのかと言ったら、出資金ですということは、配当がもらえるということですから、これは非常に重要なところで、出捐金

ならそのままぶん投げちゃえば、なくなっちゃいましたよという話なので、その辺もしっかり対応してもらいたいと要望して、答弁は結構ですから、お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 報告第2号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに該当はありませんでした。

実質公債費比率につきましては7.0%で、対前年比0.1ポイントの減であります。これは地方債の元利償還金の額が前年を下回ったことにより、実質公債費比率が改善されたものであります。

将来負担比率につきましては、対前年比8.9ポイントの減となり、算定開始以来、初めてゼロ化を達成いたしました。これは合併特例債の償還終了などにより、地方債現在高が約8億円減額したことや、公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合への負担等見込額が減額したことに加え、充当可能基金残高が約4億4,000万円増額したことなどにより、将来負担額がなくなったことによるものであります。

資金不足比率につきましては、該当はありませんでした。

健全化判断比率につきましては毎年度、改善されており、厳しい財政状況の立て直しの成果が着実にあらわれておりますが、普通交付税合併算定替の段階的な縮減などにより、今後の財政運営につきましては、引き続き厳しい状況が続くものと考えております。そのため、一層の

行財政改革に取り組み、健全な財政運営を図ってまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第2号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第5 議案第17号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第17号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長を除く教育委員4名のうち、網野甚一委員が令和元年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。

網野氏は、平成27年11月30日から教育委員会委員として御活躍いただいております。人格は円満かつ高潔であって、教育、学術、文化に関して高い識見を有しております。本市の教育施策の総合的な推進を図るため、網野氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第17号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第6号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第7 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については、関連がありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第6 議案第6号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◎日程第7 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第6号及び議案第8号は一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号及び議案第8号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

両議案は、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、新たに一般職の非常勤職員について、会計年度任用職員制度が創設されることに伴うものでございます。

議案第6号につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定するための

条例の制定であり、議案第8号は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例の条項等について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） ただいま一括上程となりました議案第6号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、条例案をごらんください。

議案第6号につきましては、市長の提案理由にもありましたとおり、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的としました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行され、新たに一般職の非常勤職員について、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものであります。

近年、各地方公共団体におきましては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会・経済情勢の変化に対応していかざるを得ず、職員の勤務形態も時勢に応じた多様な働き方が求められており、任期の定めのない常勤職員だけでは公務の運営が厳しいことから、臨時・非常勤の職を多種多様に任用している状況にあります。

本市におきましても、臨時・非常勤の職の多種多様な任用は例外でなく、合併以後、職種や賃金増を重ねてきた一般職の非常勤職員制度は、煩雑な職種・級等のため、正職員との線引きが不明確となっていると多くの課題が指摘されているものとなっております。

本市におきましては、今回の会計年度任用職員制度の導入に際して、これまでの懸案だった課題の整理・統合を図り、シンプルな職種・級により、同一労働同一賃金を実現、正職員と非常勤職員は市の職責差を踏まえ、相応の勤務条件差、賃金差を適正化し、職種・級区分を改めて明確化する機会として考えており、行政改革の推進を踏まえた職・任用数の再設定を行い、会計年度任用職員につきましては、基本はパートタイムの会計年度任用職員、真に必要性の高い職に限りフルタイムの会計年度任用職員に移行と検討を重ねてまいりました。

今回の那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、地方自治法に基づき、フルタイムの会計年度任用職員には給料、旅費及び一定の手当を、パートタイムの会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当を支給することができることを踏まえ、制定するものでございます。

内容をかいつまんで御説明しますと、まず、第2条でございますが、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の定義を規定したものでございます。フルタイム会計

年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である者をいい、パートタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い時間である者を言います。

次の第3条は、給与の種類を規定したものです。フルタイムの会計年度任用職員には、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給できるようにし、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬及び期末手当を支給できるようにするものでございます。

これは、勤務に対する対価として適正に支給するべきものとされているものを検討した上、設定したものでありまして、常勤職員にある扶養手当や住居手当など生活給として支給されるものは、長期の任用を前提としていない会計年度任用職員には支給しないこととしております。

次の第4条は、会計年度任用職員に給料を支給する際の控除について規定したものでございます。これは、基本は常勤職員に適用される職員給与条例の例によることとするものでございます。

次の第5条は、フルタイムの会計年度任用職員に支給する給料について規定したものです。給料の額は、基本として常勤職員の行政給料表を準用して定めることとするものです。ただし、常勤職員のように1級から7級までを用いるわけではなく、適用する号給の範囲は限定するものでございます。

8ページ目の別表をごらんください。ここに職種の区分、適用する職務の級、適用する号給の範囲及び職務の級の決定に係る基準となる職務が規定されております。

職種は、大きくは4つに区分するものでございます。1つ目は一般行政、2つ目は保健師、看護師その他これらに準ずる職、3つ目は保育士・幼稚園教諭、4つ目は講師でございます。職種はこの4区分ですが、特に1つ目の一般行政については、この区分に属する職名は事務員であったり作業員であったり、多様な職名がありますことから、具体的な職名については規則で定める予定としております。そして、適用する職務の級は、1級または2級の額を用いることとしたものでございます。

以上が給料の説明になります。

2ページ目のほうにお戻りください。

次の第6条は、号給決定の基準を規定したものです。先ほど適用する号給の範囲を説明しましたが、どの号給に格付するかは職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度、職務遂行上必要となる知識及び技術、経験年数等に基づき、規則で定める基準に従い決定するものとしたものです。

ここで、新たな会計年度任用職員制度のポイントとなるのが、会計年度任用職員として1年間任用された後、人事評価等判断要素の1つとして、客観的な能力実証を行い、勤務実績が良

好な場合には公募を経ないで再度、4回までを上限としまして、同じ職に任用することができるとともに、2年目以降における給与の額は、1年目の額に経験年数に基づき加算をすることができることでございます。いわゆる昇給の運用でございます。ただし、昇給も上限がありまして、基本は2号給ずつ昇給し、最大でプラス8号給まで昇給することを考えております。

以下、7条から、3ページにかけての第15条までの規定は、給与の支給方法や各種手当について規定したものです。これらは、基本は常勤職員に適用する職員給与条例の例によることとするものでございます。

なお、第15条でございますが、期末手当は6カ月以上継続勤務することが予定されている者に支給するものでございます。

以上が、フルタイムの会計年度任用職員に適用される給与の内容になります。

次の第16条からは、パートタイムの会計年度任用職員に支給する給与及び費用弁償に関する規定となります。なお、本市の会計年度任用職員の勤務形態の運用については、パートタイム勤務を基本と考えており、その勤務時間は、1日7時間で、週5日勤務を基本と考えております。

パートタイムの会計年度任用職員に支給する報酬ですが、その後の勤務態様に応じて、月額、日額または時間額により支給することを予定しておりまして、月額、日額または時間額の算定方法が本条の第2項から第4項まで規定してあります。

第17条から、6ページ目にかけての第24条までの規定は、報酬の支給方法、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当について規定したものです。これらは、基本はいずれもフルタイムの会計年度任用職員に適用されるものと同じ考え方となるものでございます。

次に、7ページ目をごらんください。

第25条は、通勤に係る費用弁償を規定したものです。パートタイムの会計年度任用職員にも、フルタイムの会計年度任用職員に支給される通勤手当相当の費用弁償を行うものです。

また、次の第26条は、公務のための旅行に係る費用弁償について規定したものです。

以上が、パートタイムの会計年度任用職員に適用される給与及び費用弁償の内容となります。

最後に、第27条から第29条についてでございますが、退職者の給与については、会計年度任用職員が降任、免職、退職等の事由によるもののほか、水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合、いかなる給与も支給しないことと、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については常勤職員との均衡、職務の特殊性、任用の事情を考慮し、任命権者が定めることを規定したものでございます。

最後に、附則ですが、施行期日につきましては、改正法が来年4月1日から施行されますので、これに合わせて令和2年4月1日からとするものです。

続きまして、議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただき、改正案をごらんください。こちらにつきましては、議案第6号と同様に、新たに一般職の非常勤職員について、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例の条項等の所要の整備を行うものであり、9本の条例につきまして一部改正をするものです。

まず、第1条でございますが、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正となります。こちらにつきましては、新たに創設される会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する根拠規定を整備するものでございます。具体的につきましては、規則で定めることとしております。また、男女雇用機会均等法に基づく母子健康管理の措置として、妊娠中の女性職員が保健指導や健康診査を受け、医師等から休業や休職、補食の指導を受けた場合には、請求に応じて適宜、休業や休職、補食をすることができるようにするための特別休暇を追加するものです。

次の第2条は、那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。こちらは、地方公務員法に基づき、広報紙等への掲載やインターネットを利用して閲覧に供することにより、人事行政の運営等の状況について公表するものでございますが、2ページ目の第2条第2項において、新たに創設されます会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員につきましては、給料、旅費及び一定の手当の支給対象となることから、人件費の管理の観点により、常勤職員の位置づけとして公表の対象としまして、一方、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い時間のパートタイム会計年度任用職員につきましては、公表の対象外とすることを規定するものでございます。

次の第3条は、那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正でございます。こちらは、会計年度任用職員にも、地方公務員法に基づき常勤職員と同様に、仕事を行う上で能率が十分に発揮できない場合は分限処分が適用されますので、その休職の期間についての取り扱いの規定を整備するものでございます。

3ページ目をごらんください。

次の第4条は、那須烏山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。こちらは、地方公務員法第22条が改正されたことに伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

4ページ目をごらんください。

次の第5条は、那須烏山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。こちらは、先ほど説明した分限処分と同様に、会計年度任用職員が非違行為を起こした場合に

は、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分が適用となりますが、このうち減給におけるパートタイム会計年度任用職員の取り扱いについて、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬を除いた正規の勤務時間に対する報酬額部分であることを明確化するため、規定を整備するものでございます。

次の第6条は、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらは、会計年度任用職員については勤勉手当を支給しないこととすることから、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給規定から除外するとともに、育児休業後の職場復帰時に号給の調整対象から除外することを規定するものでございます。

5ページ目をごらんください。

次の第7条は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。こちらは、今回の法改正により、地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤特別職の要件が、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずるものの職に加え、専門的な知識、経験または識見を有する者がつく職であって、当該知識、経験または識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者に限ると対象が厳格化されましたことから、それに伴い非常勤特別職を見直した結果、行政区長、副行政区長、交通指導員、青少年指導員、生涯学習指導員、公民館長、以上の5つの職を非常勤特別職の位置づけから除外することとするものでございます。

次の第8条は、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。こちらは、給料表の関係につきまして、新たに創設されました会計年度任用職員の給与、費用弁償につきましては別条例で定めることから、そのことについて規定の整備を行うものでございます。

7ページ目をごらんください。

最後に、第9条は、那須烏山市職員等旅費条例の一部改正でございます。こちらは、会計年度任用職員の創設に伴い、旅費の支給対象を、臨時的に任用された職員を含む常勤の職員、再任用短時間勤務職員、フルタイム会計年度任用職員に明確化するための整備となります。

最後に、附則ですが、施行期日につきましては、議案第6号と同様、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず、議案第6号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、それには先ほどの説明にもありましたように、フルタイ

ムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員があるということでした。

この間、この議案第6号の別表にありますこの第5条関係ということですので、これはフルタイムの関係かなと思われるんですが、この間の説明では、平成30年度に194名の一般非常勤職員があったと。それで、本市の基準は156名というような説明があったかと思っているんですが、これは全部フルタイムという考え方なのか、この中にフルタイムとパートタイム両方あるという考えなんでしょうかね。ちょっとその辺、確認したいと。

もう一点は、フルタイムについては4区分の一般行政、それと保健師、看護師その他これに準ずる職、3番目が保育士・幼稚園教諭、4番目が講師というふうになっているんですが、その中でも1級、2級があったり、号も1号から何十号というふうになっているわけなんですが、ちなみにこの一般職の1級は何人、2級は何人、保健師・看護師については1級何人、2級何人、保育士・幼稚園教諭については1級何人、講師については2級ですが、何人、これを数値化できますでしょうかね。この辺の説明をもう一度お願いしたい、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） フルタイムとパートタイムの考え方なんですが、原則、パートタイムでということなんですが、どうしても診療所等は診療時間の関係で、従事する職員はパートではなかなか難しいかなと考えています。

それと、幼稚園の園長先生とか施設の長として採用を予定している方については、やっぱりパートでは難しいかなということ考えておまして、この間、説明しました156人のうち、6人はフルタイムになるのかなということ考えています。あと150人についてはパートタイムになるのかなと。これもまだこれから人事配置とか予算編成とか、その中でいろいろ配置が変わってきますので、これがこのままいくということではございませんので、ある程度今回、制度設定に当たって試算した内容としてはこの辺でということ、試算したところでございます。

それと、パートタイムの職につきましても、別表の給料表をもとに、これに勤務時間を割り返したものが給与ということで、適用となります。1級に何人かというのは、やっぱりこれから人事配置とかの中で再度決定していくこととなりますので、詳細については、申しわけございません、答弁を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） わかりました。

次に、議案8号の市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正でございますが、この中で、5ページに第7条、市の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というのがありますけども、この中で、これまで行政区長、副行政区長、交通指導

員、青少年指導員、公民館長、生涯学習指導員は非常勤特別職ということだったんだけど、今回からはこれがこういうことではなくなりますよというんですが、どういうふうになるんですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回の法律改正で、どうしてもこの方についてはこの法律に適用できないということで説明したところでございまして、まず、行政区長、副行政区長につきましては、自治会とか行政区への事務の委託ということで、交付金等で今、検討しております。

それと、交通指導員につきましては、私人への委託、謝金等、こちらのほうでの検討をしているところでございます。

あと、青少年指導員、生涯学習指導員につきましては、有償ボランティアとしての検討をしているところでございます。

まだこれから各市町等の状況等いろいろ調査しながら、不利益にならない形で進めていきたいなと考えているところでございます。

あと、公民館長につきましては現在、常勤職員が、市の職員が対応しておりますので、設置することとなったときにはまた検討していきたいなと考えております。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） わかりました。

最後に、非常勤公務員ではなくなるということは間違いないですね。（「はい」の声あり）
ということは、行政の仕事を手伝ってくれる方々というような考え方で、非常勤公務員ではないということですね。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 地方公務員法に適用する公務員ではないということになりますので、いろいろ制限が今まであったものについては外される部分もございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 確認のために総務課長にお伺いしたいと思います。

2点ほど確認したいんですが、令和2年度よりですね。そうしますと、フルタイムとして採用予定人員が6人、パートタイムは150人と、先ほどそのように答弁されたと思うんですが、これで間違いなかったら答弁は結構です。

それともう一つ、来年の4月からの法律改正によりまして、同一労働同一賃金となるわけですね。それで、これは雇用の形態に関係なく、同じ仕事をすれば同じ賃金がもらえるというこ

とになるわけですね。そうしますと、この156名のこのフルタイム、パートタイムの臨時職員等の採用をする職員の市の負担額というのはおよそどのぐらいふえるものか、その額についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 先ほどお話ししました156人については、この制度を創設するに当たって算定した仮算定のものでございますので、これでいくということではございません。今後の人事の配置とか予算査定の中でいろいろ検討していくところでございます。

それで、この156人で算定した結果、平成30年度はいろいろ、全部合わせますと194人いました。そのときに、2億7,689万6,000円ほどかかっております。それで、今回156人で試算したところ、2億9,438万5,000円となりまして、1,748万9,000円の増と。平成30年度から令和2年度、もしこのままいった場合、このような増額となる見込みでございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 済みません、全協のときから質問したり聞いているんですが、ちょっと頭が混乱しているので、もう一度教えていただきたいことがありまして、再任用についてです。フルタイムの職員、パートの職員、3年間は継続してというような話がありましたが、その辺の確認と、その後、その3年が終わった場合は次、再任用するのか、する場合はどのような方法でやるのかを教えてください。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 最初の説明では3年ということで話したんですが、その後、内部でいろいろ検討しまして、5年間。毎年、職員の人事評価を行いますので、その中で優良であれば試験なしで、また同じ職につけるようにしたいと考えています。

その2年目につきましては、普通、一般職員だと普通に真っ当に働けば4号給上がるんですが、この会計年度任用職員につきましては、済みません、2号給の増の給与体系となります。ですから、5年目には8号給上がった給与体系となる。その後は、改めて公募により試験等になると思うんですが、その場合、同じ方になった場合は、給与の格付についてはその前歴を見ながら、最後の級のところが格付になるのかなというふうなことで今は考えているところでございます。

これはまた制度がその5年後にどうなるかはちょっとまだわからないんですけど、今のところはそんな感じで適用できるのかなと考えているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典）　　じゃあ、そのちょっと疑問を、先ほどあったんですが、平塚議員からもありましたが、行政区長ですね。今までは議員は兼務してはならないとか、行政区長は選挙はだめですよといった規定がございましたが、その辺の規定については外れる可能性はあるということですね。

○議長（沼田邦彦）　　福田総務課長。

○総務課長（福田 守）　　そのような公務員法に縛られるものではなくなるということで、御理解いただければと思います。

○10番（相馬正典）　　了解しました。

○議長（沼田邦彦）　　ほかにごございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　　ないようですので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第6号及び議案第8号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦）　　異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第8号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩　午前11時10分

再開　午前11時20分

○議長（沼田邦彦）　　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第8　議案第7号　那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定について

○議長（沼田邦彦）　　日程第8　議案第7号　那須烏山市森林環境整備促進基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日から施行された

ことに伴い、本市に譲与される森林環境譲与税を原資とし、市の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金を整備するため、条例の制定をしようとするものであります。

詳細につきましては、農政課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 命によりまして、森林環境整備促進基金設置及び管理条例の詳細説明をさせていただきます。

まず、条例制定までの経緯を御説明いたします。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策に関する財源の確保につきましては、長い間、国や関係者により検討や働きかけがされてきました。直近では、平成27年の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みであるパリ協定が採択され、これらを踏まえ、平成30年度、林野庁において市町村が主体となった新たな森林整備の仕組みの検討がされ、総務省でも具体的な制度設計が検討されました。そして、平成30年12月の税制改正大綱で、平成31年度からの税創設との結論に至っております。創設された森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する国税の森林環境税と、これを森林整備などに使う森林環境譲与税の2つの税から成ります。

今回の条例制定は、国から森林環境譲与税として市町村に配分される額を、使途の明確化が必要であるなどの理由から制定するものであります。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。

お配りしております資料の1ページをお開きください。

第1条は、条例の趣旨の条文です。森林環境整備促進基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとしてしております。

第2条は、設置の条文です。市における間伐、人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発などの森林の整備、その促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、市に森林環境整備促進基金を設置するとしまして、基金の目的などを定めております。

第3条は、積立ての条文です。基金に積み立てるものを第1号から第3号に定めております。第1号では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づき、国から市に譲与される森林環境譲与税の額としております。第2号では、基金の運用益金により、繰り入れる預金利子、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益の額としております。第3号では、一般会計の予算で定める額としております。

続きまして、第4条では基金の管理、第5条では基金の運用益金の処理、第6条では基金の繰替運用、第7条では基金の処分、第8条では基金の委任について、それぞれ定めておりますので、御確認いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

16番高田議員。

○16番（高田悦男） では質問します。

それでは、まず両税の違いについてちょっと確認をしたいと思うんですが、平成20年から栃木県の元気な森づくり事業は10年の経過をいたしました。今度、森林環境譲与税が国のほうから譲与されるわけですが、これは国民から税金を徴収する5年前から前倒して国が借金をしてそれを地方に譲与すると、そういう形の新しい税だと思います。

それで、この違いが表になっておりますが、この辺について簡単に説明いただければと思うんですが。この利用の仕方ですね。税の。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、とちぎの元気な森づくり県民税、こちらにつきましては、目的が経営管理が行われている森林のそういった利用の促進ということで、あくまでもこちらの税につきましては経営管理がしっかりされているという前提がございます。取り組み内容としましては、皆伐の促進とか、あと地域団体、そういった団体の活動経費、そういったものについて、そちらの税は利用されるということになっております。

今回、新たにできます森林環境譲与税、こちらにつきましては、経営管理ができていない森林、そちらに対して税金が使われるという前提がございます。内容としましては、間伐とか所有者の調査、そういったことに使われるということになっております。今現在、県のほうでしております里山林とかそういったものについては、引き続き県民税の中で事業を行っていくということになっておりまして、平成28年、29年あたりからやっている団体につきましては、5年間の事業内容になりますので、それは5年間が終了するまでは県民税の対象ということになってきます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 今一番、問題になっているのが、この表にもありますように、経営

管理が行われず荒廃した森林、それと管理者不在の森林、これが住民に、何と申しますか、迷惑をかけているような状況ではないかと、このように考えております。

そして、この基金の運営方針なんですが、何年ぐらい積み立てて、いつから使い始めるのか、また、運用益だけでこの事業が果たして成り立つのかどうか、元金を崩さないと多分、不可能だと思うんですが、この辺について簡単に説明していただければと。お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） こちらの基金に積み立てるものにつきましては、森林環境税、こちらが課税されて財源が国のほうで確保されていれば、譲与税は配分されますので、その譲与税の管理の方法として今回、基金の設置をしていくわけでございます。森林環境税と森林環境譲与税、こちらの法律の目的が達成するまでは、こちらの譲与税は配分されますので、目的が達成されるまでは譲与税は配分されると思っております。

使用につきましては、我々の市のほうですぐに取り組み大きな事業というのはまだ考えておりませんが、今お話がありましたとおり、森林の経営されていない荒れている森林、そういったものを対象に、所有者の確認とか、もしそういった所有者が確認できれば、その所有者の方の意向調査、そういったものをまず始めていかない限り、今後、市で預かった場合の経営ができませんので、そういったことがまず最初に行う事業だと考えております。

以上です。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第9号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について、及び日程第10 議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正については、関連がありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第 9号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第9号及び議案第11号は一括して議題といたします。
市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号及び議案第11号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

両議案は、いずれも成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことにより、地方公務員法が一部改正され、職員の欠格条項から「成年被後見人または被保佐人」が削除されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

成年被後見人との権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことによりまして、地方公務員法が一部改正されました。地方公務員法に規定する欠格条項から、「成年被後見人または被保佐人」が削除されることになりまして、条例においても所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第9号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

議案書をめくっていただきまして、1ページ、2ページ目をごらんください。期末手当及び勤勉手当につきまして、成年被後見人または被保佐人となり失職した者につきましても、基準日前1カ月以内であれば手当を支給するように定められておりましたが、成年被後見人または被保佐人になることによる失職がなくなることにより、これらの文言については不要となりますので、規定の整備をするものであります。

また、3ページ目の第18条第5項において、「地方公務員法第27条第2項に基づく条例で定める場合」という文言につきましては、条例名を明らかにするため、「那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例第3条に掲げる事由」と改めることとしたものです。

次に、議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてでございます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目をごらんください。こちらの条例につきまし

ても、地方公務員法に規定する欠格条項から「成年被後見人または被保佐人」が削除されることに伴い、第5条第1号に規定する欠格事項について、「成年被後見人または被保佐人」を削除するものです。

第5条第3号におきましては、「免職」を「懲戒免職」と改めることで、分限免職の場合と懲戒免職の場合とを明確に分け、懲戒免職に限定することといたしました。

また、第7条の失職に関する規定におきましても、「成年被後見人または被保佐人」を要件から削除するとともに、条項の引用により規定することを改めまして、具体的な内容を明記することといたしました。

なお、議案第9号 那須烏山市職員給与条例の一部改正と、議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正の施行期日につきましては、地方公務員法の改正に係る施行日が、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布の日から6カ月を経過した日である令和元年12月14日とされていることから、これに合わせ、令和元年12月14日とすることといたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 条例の改正でございますが、本市にとって、この議案第9号の市職員給与条例の一部改正並びに議案第11号の消防団設置条例の一部改正について、該当される職員があるのか、ないのかお示しいただきたいと、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今まで成年被後見人、被保佐人に該当している方は、どちらも職員にも消防団にもいないということです。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 消防団の設置に関する条例なんですけれども、7条の「市の区域内に住所を有しなくなった場合又は勤務しなくなった場合」とあるんですが、市の区域内に住所を有しなくなった場合、住んでいないで団員をやっている方っていらっしゃると思うんですけど、どれくらい該当されるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 住所の件、個別に今のところ名簿をこちらで用意してございませ

るので、正確な数字についてはちょっと答弁のほうは後で説明させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、議案第9号及び議案第11号の2議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第9号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第11号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第11 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年10月1日から栃木県の最低賃金が時給826円から853円への改定が見込まれることに伴い、本市の嘱託職員等において、改定後の最低賃金を下回る者の賃金を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書をめくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、市長の提案理由にもありましたとおり、本年10月1日から、栃木県の最低賃金が時給826円から853円への改定が見込まれることに伴い、本市の嘱託職員において改定後の最低賃金を下回る者、具体的には現在、時給830円である一般事務補助員、子育て支援員、保育補助員、調理補助員、業務補助員の賃金額をそれぞれ時給860円に改めるものです。

栃木県の最低賃金改定の状況ですが、4年連続で3%と高い上昇率で引き上げがされており、今年度も3.27%上昇し、853円に改定するよう審議会から栃木労働局へ答申されたことで、10月までには改定が決定される見込みとなっております。

なお、嘱託職員につきましては、議案第6号において説明させていただきましたように、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行となりますので、今回の賃金額の改正は、改定後の最低賃金を下回る者の改正にとどめるものとするものでございます。

なお、施行期日は、改定後の最低賃金の発効予定が10月1日とされていることから、同様に10月1日からとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第10号でございますが、市の嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正ということでございまして、1ページに、

現行のものが改正後に830円が860円に上がるというような説明でございます。この線を引いてある部分については、例えば一般事務補助員は現在、何人いますか。子育て支援員、保育補助員、調理補助員、業務補助員、それぞれ人数がわかればお示しいただきたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 現在の雇用している職員でございますが、一般事務補助員のほうはございません。子育て支援員のほうで3名、調理補助員で3名、保育補助員で4名、計10名の雇用に影響することになります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） ここに表が示してありますね。そうしますと、市が採用しているこの嘱託職員、または短期間の職員、パートタイム、これらの方々はこの表のとおりの賃金を現在、適用されているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） この条例第9条に基づきまして、この別表に掲げる者の額ということになっておりますので、これに合わせての支給となっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第10号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民基本台帳に旧氏、いわゆる旧姓が記録されることにより、印鑑登録にも旧氏、いわゆる旧姓が用いられるようになるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、議案第12号の補足説明をいたします。

まず、国の法令改正の趣旨でございますけれども、社会において旧氏、いわゆる旧姓を使用して活動する女性がふえている中で、多様な場面で旧氏を使用し、その使用をしやすくすることで、女性の活躍を推進するというものでございます。国の住民基本台帳法施行令の一部改正によりまして、住民票、マイナンバーカードへの旧氏の記載が可能になることとなります。

これに伴い、印鑑登録にも旧氏が記載になることから、市の印鑑条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表中、改正の主な内容といたしましては、旧氏の使用について明記をするものでございます。

また、第5条については、外国人住民と外国人以外の住民に分けることで、読みやすく整理をするものでございます。

説明は以上となります。御審議の上、可決いただけますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これは担当課長、参考のために1点お伺いしたいんですが、那須烏山市に外国人が登録している数は267名、この行財政報告書を見ますといるわけなんです、その中で、この印鑑登録している例というのはあるんでしょうか。

それと、中国の方ですと、日本と同じような漢字ですから、同じような印鑑かもしれませんが、例えばアメリカとかフランス、ああいうヨーロッパ系の方の印鑑登録というのはどんな印鑑なのか、参考のために、もしここで登録しているとすればお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 外国人の中で印鑑登録をしている方は、41名いらっしゃいます。

印鑑ですけれども、片仮名が最も多いんですね。片仮名が最も多くて、ローマ字、あとは漢字という方も中にはいらっしゃいます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 印鑑ですから、丸か四角かそのような形で作っているんですか。

（「そのとおりです」の声あり） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第12号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第13号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第13 議案第13号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、七合診療所興野出張診療所の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

興野出張診療所につきましては、昭和57年に開設され、興野地区住民の診療や治療に大きな役割を果たしてきましたが、ここ数年は新規の患者がなく、利用者の減少が著しい上、施設も老朽化している状況であるため、用途廃止を行うものであります。

詳細につきましては、市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 補足説明を申し上げます。

今回の一部改正は、七合診療所興野出張診療所の用途廃止に伴うものでございます。

新旧対照表中、主な改正の内容といたしましては、七合診療所興野出張診療所に係るものを削除し、項ずれを改めるものでございます。

以上、説明といたします。御審議の上、可決いただけますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第13号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、これは七合診療所興野出張診療所の用途廃止についての提案でございますが、これに反対するものであります。

長年にわたって、こういう地域への出張診療ということで、地域の健康増進に努めてきたサービスをなくして、七合診療所に行かなければ診療行為を受けられないとするものであります。これは境診療所も全協のときには同様に今年度をもって廃止するというようなことでございますので、その前段として行うものということでございますので、私は同意できないと、そういうことでございます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第13号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第14号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第14 議案第14号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、令和元年8月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、法の改正に伴い、条例中の引用箇所の条項を整備するとともに、市における合議制の機関の設置等について必要な措置を講じるものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、命によりまして詳細説明を申し上げます。

本案件は、市長説明のとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項についての整備及び合議制の機関の設置等について所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをごらんください。

初めに、本条例に目次及び章を加えまして、条例を見やすく改正いたしました。

次に、第15条ですが、災害援護資金の償還における支払い猶予、償還免除、一時償還及び違約金等について、法の改正が行われたことに伴う引用箇所の条項についての整備となります。

次に、第5章第16条ですが、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審議するために、支給審査委員会を設置するよう努めることとされたことに伴い、本市においても支給審査委員会を設置することとするため、新たに第5章、支給審査委員会を定め、第16条、支給審査委員会の設置を新設するものです。

なお、審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認めるものうちから市長が任命することになります。

次に、2ページをごらんください。

第6章、雑則を新たに追加し、条ずれに対応するため、第16条を第17条に変更するものです。

次に、附則ですが、審査委員会の設置に当たり、委員の報酬を定める必要があることから、附則において那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、その報酬を月額5,000円と定めるものです。

以上で、議案第14号の那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 市災害弔慰金支給等条例の一部改正についてでございますが、今、提案理由の説明にもありましたように、章立てにして2章ということで弔慰金の支給の明確化を図ったということや、償還等について支払い猶予とか償還免除とかさまざま、これはちょっと中身を見てみないとわかりませんが、それを審査するために、第5章ということで、支給審査委員会というのを設置するというところでございます。これは日額5,000円ということでございますが、この支給審査委員会というのの委員にはどなたが任命される、何人ぐらいの委員会になるのか、その審査の内容についてはどのような細かな審査をされるのか、内容について説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず、審査委員会の委員のメンバーでございますが、説明にございましたとおり、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者ということで、大学教授や有識者ということで考えております。

人数等ははまだはっきり決まってはございません。

それと、合議制機関の設置の理由ですけれども、近年、遺族の関係が複雑化しております。また、世帯の被災状況の見きわめ等も難しいことから、今までは庁内で審査をしていたところなんです、専門的な調査をするということで、審議会を設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 2点お伺いいたします。

この災害弔慰金の支給に関しまして、現行では誰が審査していたんでしょうか。これは参考のためにお伺いしたいと思います。結局、この審査委員が必要だからといって、今度はこういった条例を改正したんだと思うんですが、この辺のところを1点です。

それと、災害援護資金の利子、これは3%から、去年でしたっけ、1%に条例改正したんですが、今考えてみれば、そこの1%でも高過ぎるのではないかなと。今、市が起債、借金している場合、1%ほどはないのではないかと思います。これから比較して、さらにこれは下げる必要があるのではないかなと思ひまして、私の考えを申し上げました。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず第1点目、弔慰金の支給に関して、現行では誰が審査していたかということなのですが、合併以降、災害弔慰金のほうは出している実績が確認ができませんでした。もしあったとすれば、先ほど平塚議員のところでもお話ししましたように、庁内で決定していたということになります。

災害援護資金の利息1%は高過ぎないかということですが、近隣市町の状況を調べたところ、例えば大田原市とか那須塩原市なんかは3%、矢板市、さくら市等は1.5%ということで、近隣の市町の状況を見ても高過ぎるということはないと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私は高過ぎるのではないかというのは、先ほど言ったように、市が借りている起債、市債、その利息から比較しても、これは災害援護資金の利息ですから、さらに低くすべきではないかなと、そういうような考えを持ったものですから、私の考えを述べたわけです。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 1点だけ質問します。

先ほど災害のお見舞支援金、東日本大震災で岩子の仮設住宅に入った人たちに、記憶では出したんじゃないかなという気がするんですけども、その件が1点ね。

それと、この委員会の任期というのは何年で、再選を妨げないというのはどこかに書いてあるのかどうか、その2点です。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず、過去に見舞金を出しているというのは、多分この制度じゃないところで出しているのじゃないかなと思います。

それで、任期でございますが、事案が発生したらその都度、招集して審議をするものですから、特に任期というのはいりません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 頻度が少ないということで、そういうふうにするのかなという認識でいいですね。了解しました。

○議長（沼田邦彦） 12番渋谷議員。

○12番（渋谷由放） 確認なんですけれども、お医者さんや弁護士さん、それなりの給与の高い方ということで、委員会、そういうふうにも明記されていて、5,000円というような

ことなんですけれども、弁護士さんとかほかの規定にはもうちょっと高いのがあったかなと思うんですね。ただ、うちのほうは顧問弁護士を頼めば5,000円でできるんだとか、何かそんなような根拠があつての5,000円なのか、とりあえず5,000円にしておいて、頼んでみたらだめだったということがないように、答弁は結構ですから、よくこの辺は後でまた直すなり何なり調整していただければなど、こういうふうに思います。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第14号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほど上程された議案第11号の質疑において、荒井議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、総務課長から追加答弁があります。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市外に住んでいる消防団員の数でございます。

4月1日現在、総団員数が586名のうち、12名が市外のほうに住所を有しているとなっ

ております。これは台帳上の把握でございます。

以上です。

◎日程第15 議案第15号 那須烏山市立幼稚園保育料条例及び那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第15 議案第15号 那須烏山市立幼稚園保育料条例及び那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化の実施に向け、本年10月1日より子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い、利用者負担の上限額の設定等に関して所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 命により、議案第15号について詳細説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正につきましては、我が国における少子高齢化問題に取り組むため、消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育て世代や子供たちに政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと転換していこうとする政策環境のもと、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという観点から、本年10月より実施される幼児教育・保育の無償化に向けて所要の改正が必要となるものです。

改正の根拠としましては、幼児教育・保育の無償化の実現に向け、同年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」と言う）が、同月31日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布されたことによるものであります。

最初に、新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第1条の那須烏山市立幼稚園保育料条例（以下「保育料条例」と言う）の一部改正の内容ですが、保育料条例の題目及び第1条中の「保育料」の意味を、一部改正法の定めにより、教育に係る保育料と預かり保育に係る施設等利用費に分割し、細分化させ、2つを合わせて「保育料等」と整理したものであります。

次に、改正後の保育料条例第2条については、用語の意味を明確にし、解釈上の疑義をなくすことを目的として規定したものであります。

次に、改正後の保育料条例第3条につきましては、現行の保育料条例第2条を1条繰り下げし、第3条とし、さきに説明しました保育料の意味を分割させるために、同条第2項中の「預かり保育に係る保育料」を「預かり保育に係る施設等利用費」として位置づけるためのものがあります。

次に、現行の保育料条例第3条につきましては、前条第1項の規定により、幼稚園の保育料は、那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を、以下、利用者負担額条例と表現しますが、利用者負担額条例の定めるところによると規定しているところであり、2ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらに利用者負担額という見出しの第3条があり、同条において幼稚園の保育料の根拠が示されております。同条の規定は、さらに規則委任となっており、今回の幼児教育・保育の無償化制度において、幼稚園における保育料は0円に位置づけられることになるので、保護者から幼稚園の保育料を徴収することは想定されないため、減免という規定は不要になることからの所要の改正であります。

ページを1ページに戻っていただき、保育料条例別表中の改正につきましては、別表の規定元が保育料条例第2条だったものが第3条に改正になることによる整備と、別表中につきましては、さきに説明したとおり、「預かり保育に係る保育料」を、「預かり保育に係る施設等利用費」として整備したものであります。

2ページをごらんください。

別表備考中の「保育料」に関しましても、同様の趣旨から所要の改正を行うものであります。続きまして、利用者負担額条例の一部改正となりますが、当該条例第1条及び第3条中の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるのは、一部改正法による略称の変更に伴う所要の改正となります。

なお、この一部改正条例の施行日につきましては、一部改正法の施行日と同日の令和元年10月1日の施行となります。

また、附則の第2項及び第3項におきましては、一部改正条例の施行の前における教育に係る保育料及び教育に係る利用者負担額の取り扱いについて、従前と同様の対応が可能となるよ

う、経過措置を設けたものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず、保育・教育は無償化は当然ということが前提です。これは国及び地方自治体が責任を持って質の高い幼児教育・保育、こういうものが求められているわけでありまして。先ほど提案の中で、消費税増税を財源としてというのがありましたが、消費税増税はいわゆる所得の低い人ほど負担の重い大変な悪税でございまして、当然、幼児教育・保育、こういう責任を持つ行政と代替できると、そういうものではありません。政策的に、財源は何であっても幼児教育・保育の完全無償化を実施すべきだということをまず訴えたいと思います。

その中で、先ほど説明の中で、保育料条例というのが保育料等になったというのは、この保育料及び施設等利用費というのが加わるということとして、その中には預かり保育施設利用費というのが加わるということですが、実際にこの預かり保育というのはどういう施設で、何名ほど預かっているのか、その中身についてまず説明をいただきたいと、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 幼稚園部門のほうで規定された時間のほか、延長ということで預かる時間を設けられておまして……。〔「延長保育ね」の声あり〕はい。その時間に対する金額がここで示されております。

人数につきましては今現在、手持ち資料にございませんので、後で調べてお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） そうすると、その下の別表はその金額という考え方でいいんですね。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第15号 那須烏山市立幼稚園保育料条例及び那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第16号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第16 議案第16号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新における手数料に関する規定を条例で定めることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正に当たっては、水道法の一部改正に伴い国が示す基準を参酌して定めることとされておりますが、本市におきましては、更新における手数料を新規指定における手数料と同一とすることとしております。

また、水道法の一部改正に伴う水道法施行令の一部改正により、引用する条項名が5条から6条に変更となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 今回の提案理由の説明なのですが、今までは指定をするときに1万5,000円の申請料というんですかね、料金かかったのが、今回は更新をする、更新というのはこれ、何年ごとに更新するんだかちょっとわかりませんが、するたびに1万5,000円必要になる、こういう考え方でしょうかね。この現行と改正後の内容の、どういうふうになるのか、説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 現在の水道法では、指定を受けますと、それがそのままずっと廃止するまで継続になっておりましたが、今回、5年で更新と考えておまして、そのたびに更新手数料ということで1万5,000円を徴収することにしております。

よろしくをお願いします。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番渋井議員。

○12番（渋井由放） この1万5,000円の手数料は、非課税ということなんですか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） この金額につきましては非課税でございます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 更新手数料を廃止した理由は何なんですか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 廃止するものではなく、新規、それからまた更新時に手数料をいただくというものでございます。（「そうした理由」の声あり）そうした理由につきましては、現在ですと指定をとった切りということで、主任技術者の確認、それから工具等の保有状況等を確認する機会がなかったものですから、確認することによりまして、工事がより正確にできるということが担保できるということでございます。

よろしくをお願いします。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

日程第16 議案第16号 那須烏山市水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17 議案第1号から日程第21 議案第5号までの令和元年度那須烏山市一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の5議案については、いずれも令和元年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第17 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について
 - ◎日程第18 議案第2号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第19 議案第3号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第20 議案第4号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第21 議案第5号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億1,089万7,000円増額し、補正後の予算総額を113億3,130万5,000円とするものであります。

今回は、消費税率引き上げに伴う制度改正や、国・県補助金の追加決定、各施設の修繕・改修など対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。また、保育所等施設整備支援事業、南那須中学校スクールバス運行業務委託、烏山中学校スクールバス運行業務委託につきましては、令和2年度以降の補助金交付決定や、新たな契約を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を追加補正するものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、個人番号カード利用環境整備費として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント制度開始に伴い、利用店舗募集に要する経費等を新たに計上するものであります。住民税申告受付事業費は、確定申告事務の効率化と申告受け付け時の待ち時間短縮など、住民サービス向上のための嘱託職員の賃金等の計上であります。

民生費は、児童福祉事業費として、10月1日から実施されます幼児教育・保育無償化に伴い、事務を円滑に行うため、例規整備等の事務費や施設利用の給付費を計上するものであります。保育所等施設整備支援事業費は、民間事業者が開設を予定している0歳から2歳児を対象とした小規模保育事業所の整備について、その費用の一部を支援するための増額計上であります。私立保育施設運営委託事業費は、幼児教育・保育無償化に伴い、認定こども園へ支払う施設給付費に保育料相当額を上乗せするための増額等であります。

農林水産業費は、市単独土地改良事業費として、ポンプの修繕や水路の補修等について、国庫補助や県単補助の対象とならない事業に対し、市が2分の1の助成をするための増額であります。森林環境整備促進基金積立金は、本年度から交付される森林環境譲与税について、今後の事業実施に向け、新たに創設する森林環境整備促進基金への積み立てを行うための所要額の計上であります。

土木費は、道路維持管理費として、道路やトンネルの補修、支障木の伐採に対応するための経費の増額であります。道路保全費は、舗装修繕について、特に路面の損傷が著しい1路線の改修を行うための経費であります。道路整備費は、社会資本整備総合交付金の配分決定に伴い、既に着手している路線の事業費を増額補正いたしました。清水川せせらぎ公園整備費は、現在、水が流れない状況になっているBゾーンの水路につきまして、公園内のスペースを有効活用するため、再整備に向けた測量設計費の計上であります。

消防費は、消防水利施設整備費として、新たに防火水槽1基につきまして追加整備するための経費の計上であります。

教育費は、中学生部活動・学習サポート事業として、中学生の文武両道教育や英語ビレッジ構想推進のため、新たに宇都宮大学と連携し、部活動のサポートや英語検定受験に向けた学習サポートを実施するための経費の計上であります。教育情報ネットワーク整備事業費は、各小中学校の校務用パソコンのウィンドウズのサポート期限が来年1月をもって終了することから、そのバージョンアップに要する経費を計上するものであります。社会教育施設管理費は、宮原青少年野外活動広場の河川敷占用期間が今年度末をもって終了することから、水道施設や仮設トイレ等を撤去し、原状回復するための経費の計上であります。国体開催運営事業費は、アーチェリー競技会場となる大桶運動公園について、今後、会場設営や仮設物撤去の計画を策定し、国土交通省と協議を進めるに当たり、必要となる図面の作成経費等の計上であります。緑地運動公園施設整備費は、経年劣化により駐車場の区画線が消えている状況から、区画線設置工事を実施するとともに、損傷が著しい本球場バックネット防護マットの改修を行うための計上であります。

次に、歳入であります。環境性能割現年課税分、自動車税減収補てん特例交付金、軽自動車税減収補てん特例交付金、環境性能割交付金につきましては、消費税10%引き上げ時に廃止される自動車取得税にかわって導入される環境性能割に係る新たな交付金等であります。

森林環境譲与税は、本年度から新たに交付が開始される森林環境譲与税についての計上であります。

国庫支出金は、民間事業者が開設を予定している小規模保育事業所の整備に対する補助金や、幼児教育・保育無償化に伴う交付金等であります。なお、幼児教育・保育無償化に伴い、保育園保育料保護者負担金及びつくし幼稚園使用料につきましては、10月以降の分について減額いたしました。

寄附金は、社会福祉事業費寄附金として、山田ぶんぶん&倉沢大樹母の日コンサート実行委員会様、匿名希望者様からの寄附金でございます。御芳志に対し、深く敬意を表し、御報告申し上げます。

繰入金は、平成30年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金であります。

市債は、社会資本整備総合交付金の確定に伴い市道整備分を増額したものであります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,290万5,000円増額し、補正後の予算総額を27億7,117万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う償還金等の増額及び介護保険システム改修費等でございます。なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、介護保険システム改修費及び保険給付費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ163万1,000円増額し、補正後の予算総額を6,173万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、農業集落排水事業における興野水処理センターの回分槽フロアの修繕料を増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,884万6,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,284万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、特定環境保全公共下水道事業における南那須水処理センターのしき脱水機及びポンプ制御盤の修繕、並びに公共下水道事業における初音地内下水道管渠切り回しの実施設計委託及び工事請負費を増額するものであります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金等をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の資本的支出を3,109万2,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,452万3,000円とするものであります。

主な内容は、故障した取水・送水ポンプの取りかえ工事、配水管の布設がえ工事に係る増額であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 一般会計の補正予算について、何点か質問したいと思います。

まず、債務負担行為なんですが、保育所等施設整備支援事業というのが令和2年度を期限として2,614万5,000円というふうにあるんですが、これは民間保育所等の整備をやってきましたけども、その残りの分と考えたらいいんでしょうか。それとも全く施設の違うところなのか。

その下の南那須中学校スクールバス運行業務委託、烏山中学校スクールバス運行業務委託、ありますが、それぞれこの業務委託をするスクールバスの台数、何台を考えているのか。当然、これは令和2年度から6年度までですから、元年度のうちに入札をするというような考えで業務委託をするというようなことよろしいんでしょうかね。その説明をお願いしたいと思います。

次に、先ほど審議をしました保育料条例及び市の子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の問題やりましたけども、それにかかわるのがこの13ページの子ども・子育て支援臨時交付金と考えたらよろしいんでしょうかね。その分、下の保育料保護者負担金、つくし幼稚園の使用料、これが減額になっていますが、合わせてもこの5,000万円にならないんですけども、これはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。説明をお願いしたいと思います。

次に、その下の個人番号カード利用環境整備費補助金というのが232万7,000円とありますが、無理してマイナンバーカードを国を挙げて押しつけているわけなんですけども、なかなかマイナンバーカードが進んでいないというのが実態ではないかなと。特に本市においては、前の調査では約8%という数字が出ているんですけども、現在は何%になっているのでしょうか。

さらに、この個人番号カード利用環境整備費補助金については、先ほど市長提案にありましたが、19ページに個人番号カード利用環境整備費ということで232万7,000円ありますが、具体的にはどのような利活用がされるのか、事業内容について説明をお願いしたいと思います。

その下に、保育所等整備費交付金、これは先ほどの債務負担行為と金額が合っておりますので、これなのかなと。

その下に、子どものための教育・保育給付交付金、子ども・子育て支援事業費補助金、子どものための施設等利用給付交付金というふうにはいろいろありますが、これは具体的にどんなふうに使われるのでしょうか。

15ページに行きまして、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、289万3,000円とありますが、これは具体的にはどんな支援事業を進めることで、歳出のほうをちょっと見ておりませんが、使われることになるのでしょうか。

その下に、子育てのための施設等利用給付交付金、11万5,000円とありますが、これについてもどのような使われ方をするのか、説明をお願いしたいと思います。

それで、27ページ、これは私、所管でまことに申しわけないんですが、清水川せせらぎ公園管理費316万円、その下に清水川せせらぎ公園整備費750万円、合わせて1,066万円ですかね、こういう多額なお金をかけて、清水川せせらぎ公園の上物の整備を図るのかなと思うんですが、もう一度、そのせせらぎが戻るような方向で考えるのか、それは全く考えないで、あそこに岩だの何だのいろいろ並んでおりますが、そういうのが危険がないように整備を図るような考えでいるのか、この清水川せせらぎ公園の改修というんですかね、どんな方向で改修を進めるのか説明をお願いしたいと思います。

29ページ、中ほどに文化財保護費というのが49万6,000円載っておりますが、これはどんな使い方をするのでしょうか。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一般会計の6ページと7ページをごらんください。第2表債務負担行為補正、1追加の保育所等施設整備支援事業について、説明いたします。

これについては、新規事業となります。市内の事業者が小規模保育所を新設するに当たり、当該工事期間が2年以上の事業となるため、令和2年度分の債務負担行為を必要とするものです。

なお、令和元年度につきましては、今回の9月補正予算で要求させていただいているところです。

次に、13ページの保育園保育料保護者負担金の部分ですが、こちらは10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から令和2年3月までの保育園保育料保護者負担金の半年分を減額するものです。あわせて、つくし幼稚園使用料についても同じになります。

次に、保育所等整備費交付金ですが、こちらは市内の事業者が小規模保育所を新設すること

に係る国庫補助分となっております。

次に、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化により、私立保育園利用者負担等の歳入が減少する分を、国が2分の1負担するものになります。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、同じく幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、その導入に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し、補助金を交付することにより、事業を円滑に実施することを目的としている国庫補助金となっております。

子育てのための施設等利用給付交付金ですが、こちらにつきましては、やはり同じく幼児教育・保育の無償化に伴い、対象施設等の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給するものです。国が所要額の2分の1を支給いたします。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 6ページの関係で御質問いただいた南那須中学校、烏山中学校のバスの台数ということでお答えいたします。

まず、南那須中学校については、4台です。

それから、烏山中学校については、2台ということでございます。

なお、2点目の入札の時期ということなのですが、議員おっしゃられたとおり、年度内での執行と契約に向けての事務ということと考えております。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 補正予算書13ページの個人番号カード利用環境整備費補助金232万7,000円でございます。こちらはマイナンバーカードを利用した自治体ポイント制度が来年の予定で7月に始まることから、そちらの環境整備をするための経費でございます。

なお、マイナンバーカードにつきましては、7月31日現在、2,416人、交付率で9.1%でございます。

自治体ポイントの今回の補正の内容でございますが、歳出のほうは19ページになります。同額100%、国庫補助金になります。支出の内容につきましては、マイナンバーカードをとって自治体ポイントを申請する場合の事務補助員の賃金、及びカードリーダーが必要になるんですが、カードリーダーの市3台分と各商店に配付する200台分のカードリーダーと、それとパンフレット等の郵送料等でございます。

なお、過日の新聞報道で、自治体ポイントが何か今度また国のほうで変えて、マイナポイント制度とかという制度に名称が急に変わったという情報がありますので、まだまだちょっと不確定要素があるということだけ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私は、27ページの清水川せせらぎ公園管理費と整備費についてお答え申し上げます。

提案理由のとおり、清水川せせらぎ公園のBゾーン、Bゾーンというところは、下流が旭橋、那須烏山警察署の北側ですね。それと新橋の山あげ会館の北側の橋の間の区間をBゾーンといひまして、そちらが残念ながらせせらぎ公園という名前でもせせらぎがない状態でございます。

そこに関しまして、まず、公園管理費の316万円の内容なんですけど、こちらの左側のほう、需用費66万円ということと、15節の工事請負費250万円合わせた、66万円と250万円を足した金額が316万円ということで、66万円の内容につきましては、こちらは軽微の園路等の修繕料が66万円と、それと15節の工事請負費の250万円、こちらはBゾーンの最上流部にあるあずまや、休憩施設ですね、そちらが大変危険な状態な建物になっていますので、そちらのほうの改修費ということで250万円、合わせて316万円ということなんです。

次に、公園整備費の750万円について御説明申し上げます。

こちらは現在、残念ながらせせらぎがないということで、公園全体の再整備をこれから計画する上での調査費でございます。調査費の内容としましては、地形測量と、それと設計、あといろいろな調査、そちらのことで750万円を計上させていただきました。

御存じのように、清水川せせらぎ公園というのは河川法における知事管理の1級河川の上を占有しているわけなものですから、これから河川管理者である栃木県と具体的に協議に入りますので、議員御質問の、まだどういった整備、手法というのはこれからということで、御理解願いたいんですが。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 私のほうからは、15ページ、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について御説明申し上げます。

今回、新たな国の事業としまして、健康管理支援準備事業、それと業務効率化事業に取り組むためのシステム改修の補助金でございます。

健康管理支援事業でございますが、これは医療費適正化のための事業でして、今まではレセプトの情報の収集のみを行っていたものですが、健診の情報もこれによって収集できるようになりまして、医療費の削減につなげるものでございます。これは10分の10、国の補助ということなんです。

続きまして、業務効率化事業でございますが、2つございまして、まず1つ目が、被保護者調査における調査項目追加に係る調査様式の改修ということでございまして、これは2分の1、

国の補助になります。

もう一つが、マイナンバー情報関連の改修ということになりまして、これは3分の1、国の補助ということになります。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 29ページの文化財保護費49万6,000円について、お答えいたします。

全国で報徳会にかかわる自治体の協力で、二宮金次郎の映画が今年度、完成いたしました。本市においても、報徳仕法を市内に広く周知するために、来る10月20日、19・20日と文化祭が行われます。その席上で上映をする予定で、補正の予算の計上をさせていただきました。これは業務委託で46万円ほど予定しております。さらに、それにかかわる消耗品がございます。

それから、負担金の5,000円につきましては、栃木県博物館連盟への加盟の5,000円負担金でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 13ページ、この保育園保育料保護者負担金、つくし幼稚園の使用料半年分ということで、これは減額になるのはわかるんですが、その上に、子ども・子育て支援臨時交付金と、これが国から来る無償化の分ですよねと言ったつもりなだけで、その金額と、この下の金額が合いませんよね。これはあくまでも公立保育園・幼稚園の負担分であって、私立関係は直接そちらへ行くんでしょうかね。だからそれは支出のほうにあるのかな。そういうことで、この中ほどにある臨時交付金というのが無償化の半年分ということで理解してよろしいんでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、園に係る金額というものは、公定価格というもので算出されます。園児の状況であったり、保護者等の所得の内容であったり、一園一園その公定価格というものが決められまして、決まった金額について国が現行であれば2分の1であったり、県が4分の1であったり、あとは市が4分の1持ちますよという形でそれぞれ分けられる中で、利用者負担額につきましては県で示している金額よりも少ない保育料を徴収している関係もあるので、その少ない分については市の持ち出しとなっております。そういった関係もあるので、前もって一般財源として支出していることもあるので、イコールにはならないというところがあります。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 後で国のほう、さっき無償化のところ私、言いませんでしたけど、国からの事務費が来年から、例えば4分の1は市負担になるとか、公立分は全部、市の負担になるとか、そういうふうになるわけですから、ぜひその差額分については、子供の保育園・幼稚園のよりよい教育・保育のために活用していただきたいなと思います。

27ページ、さっき質問するの忘れていて、清水川せせらぎ公園なんだけど、まだ決まっていないというのはわかりました。問題は、要するに水をもう一回流すような構造にするのか、これは県との話し合いになるのかどうか私もわかりませんが、あんまり金がかかるようなことはやめたほうがいいんじゃないのかなど。

加えて、あそこは岩がごろごろして、子供が登ったりおりたりしてけがしたりしている事例もあるんだよね。したがって、これもあそこはかなりの市民が散歩とかいろんなことで利用しているので、なるべくフラットな、安全な散歩道にしてもらいたいなと思うんですけど、その辺の考え方をもう一度お願いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 当然、これから再整備ということで事業費が膨らむことはまずいと思いますので、その辺と、あと大変、利用者が多くて、幅広い年齢層が利用できて、安全で安心な公園になるような方向でこれから検討、協議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これは前もってそちらに渡してあるんですが、これは同僚議員、平塚議員が質問したところとかぶるところがあるんですが、私は別な角度から質問したいと思います。

まず、6ページの債務負担行為、これはスクールバスの件、1億6,990万円、これは運行台数は先ほど6台というのはわかりました。それで、南那須中、烏山中合わせてそれぞれ利用生徒数が何人になるのか、これを1つお伺いしたいと思います。

次に、15ページ、これも歳入なんですが、生活困窮者就労準備支援事業、これも先ほどの答弁を聞きますと、就労準備支援事業というにはちょっとかけ離れているような気がするんですよ。これもちょっともう一回、説明してくれませんか。

それともう一つ歳入、16ページなんですが、環境性能割交付金として400万円、今回、新たな歳入があったわけなんですが、この交付基準についてお伺いいたします。

今度は歳出の18ページなんですが、個人番号カード利用環境整備費ですが、これは過日の

新聞を見ますと、全公務員に対して年度内に取得させようとしているわけですね。それで現在、市役所の職員というのはこれをどのぐらい取得しているんですか。これについてお伺いしたいと思います。あんまりこれ、進んでいないんじゃないかと思います。

それと、22ページの児童福祉事業費、これは当初419万9,000円を今回1,176万2,000円と大幅な補正があったわけですね。それで、保育所等施設整備支援事業費に3,745万2,000円があります。これは国庫補助金が2,114万6,000円、この件について、補助率や何かについてお伺いしたいと思います。

同じくこの事業の一般財源の件なんですが、33ページを見ますと、この中には一般財源が871万5,000円とあります。しかし、37ページには1,130万7,000円というふうに、ちょっと一般財源の額が違っているんですが、この違いがなぜなのかお伺いしたいと思います。

次に、26ページに下水道会計への繰出金がありますね。これは当初、既に2億500万円ほど繰り出しています。それで今回、923万7,000円を繰り出すわけなんですが、これはなぜ一般会計でこれだけの負担をしなければならないのか。

それと、これは今、同僚議員からありました、同じく清水川せせらぎ公園なんですが、私、聞いていて、せせらぎ公園をどうしようとしているのかですよ。目的もなしに、ただ調査だけしてみるんだでは、これは750万円もかけて全く無駄金になります。こうしたいんだというように目的があるんじゃないかと思います。この辺のところをきちっと説明をお願いしたいと思います。

それと、今度は介護保険なんですが、10ページに一般会計繰出金、これは結局は平成30年度の決算の結果、余剰金が出た。だから一般会計へ戻しますよというお金が1,052万6,000円ありますね。平成30年度の決算書を見ますと、介護保険に対して一般会計からの繰り出しが3億9,640万8,000円出ていますね。これを1回出しているから、それに対して今回1,000万円ほど戻すということなんですが、この戻す算出基礎、どのような基準でもって1,000万円ほど戻すのかお伺いしたいと思います。

次に、下水道会計なんですが、10ページに特定環境下水道事業、これは旧南那須ですね。これは当初で3,190万円ほど出ておりました。今回、1,380万円と大分、大幅な補正をしております。同じく公共下水道、これは烏山地区も3,514万4,000円のところ、1,499万3,000円と大幅な補正をしておりますが、なぜこれほどの補正が必要だったのか、お伺いしたいと思います。

それと、今度は水道事業ですね。表紙の第3条の、これはちょっと私、読んでも内容がわからないんですよ。それで、理解できるように、この第3条の説明をしていただけませんか。

それと、7ページを開きますと、補正で今回、工事を5カ所実施しますね。なぜこの補正で5カ所、実施することにしたのか。なぜ当初でこれだけは見積もれなかったのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 6ページのスクールバス関係の利用者数ということで御質問いただいた件についてお答えいたします。

両方合わせまして106人になります。内訳としましては、南那須中関係が73人、烏山中関係が33人ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 私のほうからは、15ページの生活困窮者就労準備支援事業の内容及び介護保険特別会計の11ページですかね、一般会計繰出金の算出基準ということでお答えさせていただきます。

まず、生活困窮者就労準備支援事業でございますが、この事業は、生活困窮者が経済的自立をできるようにするために支援する事業ということになってございます。具体的には、ハローワークと情報交換をしたり、相談者への雇用保険の受給のアドバイスをしたり、就職のアドバイスをしたりしております。

今回、新たに健康管理支援準備事業、業務効率化事業をすることによりまして、さらなる指導の適正化といいますか、そういったことができるようになるということでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

それと、介護保険のほうでございますが、算出基準につきましては、国で定めた経費の負担割合がございまして、それを越えた分について事業費の精算として戻しているということでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 予算書17ページになります、環境性能割交付金400万円の交付基準ということでございますが、こちらにつきましては、自動車取得税が廃止されました代替措置として来るものでございます。

なお、令和元年中につきましては、約1,370万円が前半分の取得税の廃止前の交付金として来ております。400万円につきましては、恒久減税等の影響もありまして、なかなか見込めないところでございますが、取得価格200万円の車を約100台取得されるだろうという見込みのもとで、税率2%を掛けた400万円で見込んでおります。なお、こちらにつきま

しては、金額がはっきりし次第、また精算したいと思っております。

あと、個人番号のほうですが、市役所職員何人にとっているんだということについては、個人で申請している方もいらっしゃるのですが、正確な人数はわかりませんが、こちらのマイナンバーカード、令和3年3月ごろから保険証のかわりになるというような情報もございますので、過日、市役所職員を対象にマイナンバーカードの取得を促したところ、一応60名から70名が申請をして新たにといったということで、それでもなかなか少ないかなとは思っている状況でございますので、今後とも普及に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 23ページの上段をごらんください。

児童福祉事業費、当初は419万9,000円からになりまして、6月補正で幼児教育・保育無償化に伴い、保育料を管理するTKCシステムの改修を858万円で計上し、今回、新たに1,176万2,000円を要求するものです。

内訳としましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務用消耗品費、納入書や保護者通知用の封筒印刷代、書庫等の備品購入費、子育てのための施設等利用給付事業費助成費となっております。

次に、保育所等施設整備支援事業、同じページであります。市内事業者が新設する小規模保育所に係る補助金3,921万8,000円と、昨年度からの引き続きの烏山保育園の外構工事が完了したことによる補助金額の精算で176万6,000円を減額し、合計3,745万2,000円の要求額となっております。

33ページの保育所等施設整備支援事業の一般財源871万5,000円と、37ページの同事業の一般財源1,130万7,000円の違いですが、33ページにつきましては令和2年度分、37ページについては令和元年度分の財源内訳となっておりますので、このような差が出ております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ただいま中山議員からの御質問で、まず一般会計の操出金の説明をする前に、下水道事業特別会計10ページの支出につきまして、説明をさせていただきます。

今回、南那須処理区特定環境保全公共下水道事業の施設維持管理費として1,380万3,000円、計上させていただきました。こちらにつきましては、処理場のしき脱水機の修繕、それからポンプ制御盤の修繕、それから汚水脱水機の修繕を実施するものでございます。

こちらにつきましては、当初は故障していなかったんですが、年度途中で故障してしまったもので、修繕をするものでございます。

続きまして、烏山中央処理区公共下水道事業施設整備費の1,499万3,000円につきましては、那須烏山警察署の前の通りが国道に移管になりました。その関係で、栃木県のほうで初音橋の橋梁補修を実施してくれることになっております。その関係で、現在、埋設されております下水道管が支障になるということなものですから、下水道管の布設がえ工事を実施いたします。そのための実施設計業務委託と、それから工事費で1,499万3,000円ということになります。

こちらの金額の合計が2,879万6,000円となるんですが、先ほどの栃木県から補償費ということだけでいただけることになっております。それを内数で計上させていただいた、それから、前年度の繰越金を充当させていただいたと。

それから、南那須処理区におきまして、接続件数が年度当初の予定よりも多く接続をしてくれたということで、受益者負担金のほうが増となったということで、そちらが1,955万9,000円が見込めますので、そちらを差し引きまして、操出金のほうが923万7,000円ということになります。

何で繰り出すんだという理由につきましては、下水道をやるうえで必要ということをお願いしているところでございます。

続きまして、水道事業会計の補正予算の第3条の条文につきまして、お答えいたします。

こちらは、本年4月に旧の4つの簡易水道事業が水道事業に統合されました。その簡易水道事業の3月31日現在の未収金と、それから未払金を水道事業に引き継いだものでございます。未払金が371万1,000円、未収金が132万7,000円ということになっております。

続きまして、7ページに計上させていただきました工事5カ所の説明でございます。

まず1つが、城東の第3取水場の2号送水ポンプの取りかえ工事でございます。こちらは、2基で交互運転をしておりましたが、1基が壊れてしまい、交互運転ができないということで、今回、交換するものでございます。

次に、中山地内配水管布設がえ工事。こちらの場所につきましては、国道294号の谷浅見交差点を中山方面へ向かい、1つ目の大きい左折のクランクがあると思いますが、中山川が台風等の増水により道路がよく冠水してしまふことがありました。そんなことなものですから、栃木県のほうにお願いしまして、中山川の改修が実施できます。それに当たりまして、水道管が支障になることから、水道管の布設がえを行うものであります。

次に、興野第5取水場取水ポンプの取りかえ工事でございますが、こちらにつきましても2基で交互運転を行っておりましたが、1基が壊れてしまい、今回、交換を実施するものでご

ございます。

次に、初音地内配水管移設工事、こちらは先ほど下水道のほうで説明をさせていただきましたが、初音橋の改修を栃木県のほうで行っていただけると。それに伴い、水道管も支障になることから、切りかえ工事を実施するものでございます。

最後に、境取水ポンプ場1号取水ポンプの取りかえ工事でございます。こちらにつきまして、同じく2基のポンプを交互運転で行っておりましたが、1基の取水能力が著しく落ちてしまったものですから、こちらを交換するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、26ページ、27ページの清水川せせらぎ公園整備費につきまして、どういった方針でということ、再整備につきまして、先ほどと同じ、幅広い年齢層が市民誰もが多目的に安全安心に利用できる公園を目指して、これから計画したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 3点ほど再質問させていただきます。

これはこども課長の関係なんですが、保育所の整備事業ですね。市内に保育所が新設されるということですが、これは場所はどこなのか、それと何人収容の予定の保育所ができるのか、これについてまず1点、お伺いします。

それと、先ほどマイナンバーカードの関係で、このマイナンバーカードは1921年3月に健康保険証として本格運用が始まる予定というんですが、これ……。〔「2021年」の声あり〕2021年ですね。2021年3月から国民健康保険証として本格運用が始まる予定だというのは、これは私も新聞で読んでいるんですが、具体的に健康保険証にかわるものというのとはどんな使い方ができるのか。となると、今までの保険証は必要なくなるということなんでしょう。ちょっと私は意味がわかりません。

それと、これは上下水道課長、これ説明してくれましたっけね。水道事業の表紙の第3条の説明ですね。これをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 新設される保育施設の件なんですが、まだ子ども・子育て会議のほうに諮っておりませんので、具体的な住所は控えさせていただきたいんですが、南那須地内ということで御理解いただきたいと思います。

あと規模につきましては、0歳児3名、1歳児4名、2歳児5名、合計12名というのが今

のところ予定されている定員となっております。なお、あくまでも予定ですが、開所は令和2年6月1日の予定となっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 中山議員からの保険証の質問でございますが、保険証については、令和3年3月から本格運用という情報のみで、それをどうしようということは一切、指示が来てございません。また、仮に保険証としたときに、更新をどうするんだとか、写真つきでやるのかとか、何の情報もないのが現状で、新聞報道が先行しているという現状でございます。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 失礼いたしました。第4条の2の公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金、こちらにつきましては、本年の4月に統合になりました旧の簡水分の未払金と未収金ということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） これ、こども課長、どこへつくるのか、それは申し上げられないと言いますね。しかしここでもう予算まで計上しているんですよ、にもかかわらず、どこへつくるのか、それも説明できないということは、私はちょっと理解できないんですが、それほど秘密なものなんですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 申しわけございませんでした。鴻野山になります。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ここで、暫時休憩いたします。再開を2時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほどの平塚議員の質疑に対し答弁漏れがありましたので、こども課長から追加答弁があります。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 平塚議員からの質問の、預かり保育の人数の点ですが、平成30年度の実績の人数を申し上げます。

保育部門につきましては年間の利用の延べ人数としまして、603人、幼稚園部門での利用者につきましては年間で4,393人となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 質疑を続けます。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） これ、切りがないので、ちょっと気になる点だけ、2つだけ質問します。

19ページのところで、まちづくりの一般管理費、地域おこし協力隊事業費という、このところで209万2,000円ほど減額しています。この内訳ですね。賃金なのかどうか。何でもこういう質問をするかということ、100万円の事業費を新たに起こすというものを提案されましたよね。一方でこれだけ二百何万円も使わないというのは、えらい違和感を感じるので、この説明をお願いします。

それと、27ページに道路整備費関係で、22節、補償、補てん及び賠償金5,653万4,000円というのが大きな金額として減額されているので、説明あったのかもわからない、聞き逃したのかもしれないんだけど、これの内訳をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、19ページ、地域おこし協力隊事業費、マイナス209万2,000円の件でございます。

まず、地域おこし協力隊、今現在、1期生がおるんですが、2期生を昨年から募集するという事で、当初予算にも計上いたしました。現在募集中でございます。したがって、当初から予算をとっていた地域おこし協力隊2名に係る賃金、活動費、4月から9月までは採用がございませんので、その分を減額したということでございます。

かわって、起業支援金ということで、50万円の事業を新たに追加しましたので、その相殺が209万2,000円の減ということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうは議案書の26ページ、27ページの道路整備費についてお答え申し上げます。

こちら、最初に一般論でお話しさせてもらいたいんですが、今回、補正したのは、提案理由にもありましたように、国のほうの交付金の事業が確定しまして、それに伴いまして補正したわけなんですけど、こちらは当初予算の編成には来年は国からはこのぐらい来るだろうというの

は、あくまでも「だろう」という前提で予算編成をしております。

ただ、現実的に私どもの交付金の事業、国からの交付金事業として、2種類の交付金事業があるんですが、片方は当初予算で計上したより大幅に少なくなった、片方は逆に多くなったと。結果的に多くもらえることになったんですが、その中で、道路整備事業というのは当該年度に調査をしたり用地を買ったり、そして初めて工事になるんですが、実際、お金が配分になってから、用地を買うか、工事をやるかというのを、一旦、交付金が決まってからお金をシャッフルして事業をやるわけでございます。

こちら、予想していたほうの金額のほうに配分がなかったんで、用地の補償を予定していたところができなくなったということで、そのかわりこちら、15節の工事に回して、工事を促進するというので、あくまでも科目の中の相殺ということで御理解願いたいんですが、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 中身は了解しましたが、工事関係、5,600万円というのはすごく大きいので、これが普通だよと言われると、ああ、そうかなということなんだけど、これからは精度を上げて、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 私も1点だけお聞きしたいと思います。

ページは25ページの一番下の道路維持費、それで説明の部分で、ふれあいの道づくり事業費191万8,000円とありますけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、ふれあいの道づくりについてお答え申し上げます。

こちらは、御存じだと思いますが、地域の方の道路愛護会が中心になりまして、道路愛護作業として私どものほうに申請がありまして、そちらは一定の基準があれば認定外道路、認定道路問わず、地域の方がみずからの手で整備する事業の事業費でございます。

こちらは今回、補正させていただいたのは、14節の使用料及び賃借料で176万5,000円、あと次のページの27ページの16節の原材料費で15万3,000円、合わせて191万8,000円補正ということになりました。

こちら、年度当初に820万円の当初予算を計上していたんですが、那須烏山市全体で今年度、9地区のふれあいの事業の申請がありました。そちらに分け隔てなく配分するために、今回、不足分の191万8,000円を計上させてもらいまして、当初予算の820万円と合わ

せて1,011万8,000円ということで、那須烏山全体で9地区を実施する費用でございます。

以上でございます。

○13番（久保居光一郎） 了解です。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 2点ほど質問します。

中学校の両中学校の業務委託費について質問させていただきます。南那須中学校4台とありますが、行財政報告書を見ながらですが、4台のうち3台が民間委託のバス、1台が市有で運転委託ということの理解でよろしいのかというのが、まずこれが1点。

同じ烏山中学校は民間が4台、運転委託が1台、直営が2台、マイクロバス、ワゴン車。どのバスが今回の対象なのかを教えてください。

それと、25ページ、報償費で鳥獣被害対策事業費40万円についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまのバスの関係でお答えいたします。

まず、南那須中学校については、業者のほうで持ち込みといいますか、バスと運転ということでのバスが3台と、それから市有バスのマイクロバス、この1台ということで4台ということになります。

烏山中学校についても、業者持ち込みの運転手もお願いするというバスがやはり2台ということでございます。

全体としては、烏中は7台あるわけですが、そのうちの2台ということになります。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 25ページ、鳥獣被害対策事業費40万円について御説明いたします。

市では、有害鳥獣捕獲奨励金といたしまして、イノシシにつきまして1頭につき6,000円を支出しております。それに対して、県のほうからも捕獲強化奨励事業費補助金ということで、1頭当たり2,000円分が上乘せされて県のほうから入りますので、県の上乗せ分の2,000円分を今回200頭分を補正しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） じゃあ、再確認させていただきますけれども、南那須中のバスは業務委託、持ち込みで運転手さんまで含めたのが3台と、市有バスの運転手の業務委託費1台分、

それと烏山中のほうは持ち込みのほうを2台という形で今回は債務負担行為を計上しているということでもよろしいんですね。

それで、これはこれからいろいろやって、入札、そこまで行っているいろいろあると思いますけども、やはり安心安全ということで、しっかりとした見方でやっていただきたいと思います。

イノシシのほうは了承しました。ありがとうございます。

答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 1点だけ確認というか、内容の確認、南那須図書館の運営費ということで、29万9,000円が出ておりますけれども、この中身はどんなような内容なのか。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 南那須図書館運営費の内容でございますが、基本的に指定管理を行っている施設でございますので、その協定書の中に10万円以上の修繕は市が負担というふうなことがございまして、2つほど修繕がございます。

1つ目が、非常放送設備の修繕、いわゆるバッテリーの交換で11万三千何がしです。それからもう一点が、空調機用の加湿器の修繕、これが25万九千何がし。現予算と差し引いて、29万9,000円の不足が生じたので、それらの補正でございます。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） こういう支出を決めるということは、市が発注するなり契約するなりと、こういうような形になってくるということでもよろしいんでしょうかね。

今までずっとこう見ていると、指定管理をやっている業者が仕事をとっているのかなと思われるという感じなんですね。広くその業者さんに見積もりをもらってやってもらえればなど要望して、答弁は結構ですので、お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

11番 田島議員。

○11番（田島信二） 1点だけお伺いします。

市単独土地改良事業費712万9,000円があるんですが、何ですか、これは。内容を。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 今の市単独土地改良事業費、これの内容につきまして御説明いたします。

現在、市内で31カ所の土地改良の要望がございます。既に11カ所、そちらにつきましては執行しておりまして、残り20カ所となっております。そちらの20カ所なんですけど、場所は、ちょっと詳細は手元にはございませんので、内容としましては、主なものとしまして、ポ

ンプの設置、ポンプの交換・修繕、水門の修繕、送水管の修繕等がございますので、そちら合わせまして20カ所というふうに要望等、出ておりますので、そちらに対する補正となっております。

以上です。

○11番（田島信二） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

16番高田議員。

○16番（高田悦男） 議案第1号の一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

ページ数が19ページ、中段、シティプロモーション事業費44万3,000円、地域の学校を核とした地方創生事業費5万3,000円、内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、19ページ、シティプロモーション事業費44万3,000円でございます。

これにつきましては、今年度、キャッチフレーズ、それを策定しようという動きになりましたので、その予算額を計上いたしました。

地域の学校を核とした地方創生事業費、これにつきましては、烏山学、現在進めておりますが、現3年生が5回に分けてこれから手づくり和紙を自分たちでつくるという事業を行う予定でございます。それに係る市有バスの使用、燃料代、運転手代になります。実際には市の支出としても計上してございますが、烏山学、3年生の分については烏山高校が負担するということになっておりましたので、その分の歳入を見込んで支出として支払いをしていくということになります。したがって、一般財源としては実際の支出はないということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） シティプロモーションのキャッチフレーズは公募なんですか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 現在、詳細について詰める段階に入ってきております。議員の皆様にも今後、詳細については御説明したいと思っておりますが、現段階では公募を利用し、キャッチフレーズを募っていくという段階でございます。

以上です。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

1番青木議員。

○1番（青木敏久） 27ページ、一般財源の中学生部活動・学習サポート事業についてお伺いいたします。

学習サポート事業のほうなんです、学生1人当たり8,000円ということの御説明を伺ったんですが、一般の塾でアルバイトしている学生の話を見ると、1コマ80分、1コマ90分当たり1,500円、1,600円あたりが賃金としていただいているということなんです、この学習サポート事業の場合に、50分を1コマとして3回、150分になるんですが、それで8,000円という単価なんです、この賃金単価をどうやって算出したのか。

あと一つ、各中学校30名ずつというんですが、この30名はどういう形で30名という数字を割り出したのか。

最後に、あと当該、この講師に当たる学生なんです、研修なり何なりを受けて本校の中学生の指導に当たるのか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学生の単価についてですが、算出云々ということではなくて、1コマ2,000円程度というような考えで、休み時間その他、事前学習等もございしますので、そういった部分と、それから、現地まで来る旅費等も全部、保険料から含めてというような意味でございしますので、保険料はちょっと別になりますが、そういった部分で8,000円と、若干高目の単価になっているかもしれませんが、ただ、塾その他、私なんかはちょっと大昔でしたが、高いところでやっていたので余り気にはなりませんでしたが、状況に見合うような部分で、若干減額もというふうな話は大学とはしておりますけれども、一応、去年までの単価をこしは積算として出させていただきました。

それから、30名というのは、特段このくらいというので決めたわけではございません。ただ、1クラス当たりで考えると30名が限度だろうと。現在、中学校では35名が1学級の定員になってございますけれども、やはり1つの目的を持って学習で3級以上を目指すという形ですので、やはり学習効果を上げるためには30名程度が1クラス当たり妥当ではないかと。

それに加えて、当初の予定では鳥中は2クラス、60名というような予定でもあったんですが、若干、1年目なので、30名1クラスずつでまずスタートしてみようと。前回の全協の中でも何人かの議員の方からは人数をもっとふやしてもいいんじゃないのかというお話もいただきましたけれども、今回、初回ということで、それからなおかつ部内での調整がおくれたのと、宇大が現在、夏休み中ということで、今までに比べると非常に準備の時間が乏しいと、そういった意味で1クラスでまずスタートしてですね。2クラスにして学生が集まらないというようなことでも困りますので、まず実際スタートできる体制でいこうということで、30名にさせていただきました。

研修については、こちらでこういう研修をやってくださいというふうな形ではやっておりません。ただ、大学のほうでそういった窓口を設けて、担当の教授もそろえてやってくださっていますので、また問題集、テキスト等もこちらからあちらに前もってお渡しして事前に研修してもらおうというようなことでやっておりますので、これまでも大きな問題等は、私も授業をちらちら見せていただいたりしましたけれども、問題等はなかったと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 今、説明を伺った中で、宇大の学生は私どもの中学校に来ていただいて教育実習という側面を兼ねる、我々は安い単価で生徒を教えていただくというようなウイン・ウインの関係をつくっていただくということを考えれば、賃金単価について交渉の余地があれば、なるべく安い単価で教育実習の場をつくってあげるということでお互いにいい関係を築ければなと思いますので、私の意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 一般会計補正予算のほうから、まず19ページの上段の人事管理費のほう、88万9,000円というものと、あと21ページのやはり上段の住民税申告受付事業費133万7,000円というものと、あと29ページの一番下のほうの一般職員人件費219万7,000円、こちらのほうの説明をお願いします。

あと、済みません、戻って、23ページの、先ほど児童福祉事業費のほうで御説明があったと思うんですが、そちらのほうで何かTKCシステムとこども課長のほうで答弁がありました。TKCシステムというのは何でしょうか。そちらのほうをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、19ページの人事管理費でございますが、これは会計年度任用職員制度がこれからできますので、それに伴う人事給与システム、そちらのほうの改修業務で88万円ほどかかります。それと、人事給与システムの使用料において、消費税が今回から上がるということで、その増額分として9,000円ほどの計上額ということで、88万9,000円の増となっております。

あと、人件費につきましては、今回の人事異動の関係で職員が異動しておりますので、その割り当てしている科目に振りかえをしているということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○**税務課長（澤村誠一）** 21ページ、徴税費関係の住民税申告受付事業費について御質問がありました。

本件補正の内容は、所得の確定申告に向けて必要な申告受付事務を正確で効率的に実施するために必要な経費を計上させていただいております。具体的には、一般事務員1名、一般事務補助員2名を補充しまして、確定申告関連事務の効率化と申告受け付け時の待ち時間を短縮し、住民サービスの向上と繁忙期の職員の負担軽減を図ることとしております。

一般事務員は、申告前の準備期間を含む40日間にかかる経費を、一般事務補助員は、申告前後を含む58日間にかかる経費でございます。

今回、共済費では14万9,000円、賃金では118万8,000円、補正させていただいております。

以上でございます。

○**議長（沼田邦彦）** 川俣こども課長。

○**こども課長（川俣謙一）** TKCシステムの件なんですけど、申しわけございません、事業所の名称でございまして、保育料を算出したり管理する旨のシステムが、その株式会社TKCが持っているシステムを使って……。 （「何を算出すると」の声あり）保育料などですね。それらを管理しているシステムがTKCのシステムを使っております。

○**議長（沼田邦彦）** よろしいですか。

4番荒井議員。

○**4番（荒井浩二）** 今、税務課長からお話があった21ページの住民税申告受付事業費のほうの補正なんですけど、こういったものというのはあらかじめ予測というのは、補正でこれ、ついているわけなんですけど、その前段階では、これは毎年、結構違っているものなんですか。

○**議長（沼田邦彦）** 澤村税務課長。

○**税務課長（澤村誠一）** これは補正によるということで、毎年補正予算で対応させていただいているものでございまして、昨年は4人、補正予算させていただいたんですが、今回は3人ということで、若干、厳しいところでございますので、3名で補正予算を要求させていただいております。

以上です。

○**議長（沼田邦彦）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

10番相馬議員。

○**10番（相馬正典）** 済みません、19ページに運転免許証自主返納者支援事業、今これが非常にはやっておるということですが、補正を組んだということは、60万円、報償費なの

かなと思うんですが、その内容と補正の人数というのはおわかりになりますか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） こちらにつきましては、タクシー利用券、そちらのほうがおふえておりましたので、今回、補正するものでございまして、返納者につきましては平成29年度、平成30年度どちらも85人、ことしにつきましては、8月末ですが、56人の自主返納者ということで、こちらの方に申請に来ております。

昨年度までタクシー利用の状況によりまして当初予算を組んでいたんですが、ことしの上半期、4月から7月の支出状況を見ますと、昨年より倍近く支出しているという状況がございましたので、今回、補正させていただきまして、当初に比べますとちょうど倍の予算となるところでございます。

これは今まで免許返納をしていた方はある程度もう活動しなくなった方が多かったのかと思いますが、最近、もう少し若い年代の方でも活動する方が免許返納に来ている状況もございしますので、タクシー等の利用も多くなってきているのかなと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） そうすると、タクシー券が1人当たり幾らになるのかなと思うんですが。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 1人当たり1万5,000円分のタクシー利用券が出ることでございます。こちらにつきましては、2年間の有効期間がございしますので、その年に使い切る方もいるし、あとは2年後に使う方もいらっしゃいますので、何人分ということよりも、利用実績に応じて今回、予算の計上をさせていただいたところなんです。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 済みません、最後に、過日、下野新聞でちょっと見たんですが、返納者に市が免許証をコピーして、表彰状か感謝状かそういうものをつくって返納者に渡しているというような記事がありました。そういうことも1つ奨励という意味で考えてはいかがかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） この制度につきましては、まだまだ周知を図っていかなくちゃならない部分がございますので、今の御意見も参考にしながら今後、検討していきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第5号までの5議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第2号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第3号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第4号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第5号 令和元年度那須烏山市水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第18号 平成30年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（沼田邦彦） 日程第22 議案第18号 平成30年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成30年度水道事業決算書の当年度純利益は1億680万9,872円ありますが、この約1割相当となる1,000万円を減債積立金に、約2割相当となる2,000万円を建設改良積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高4億9,065万9,717円から減債積立金と建設改良積立金を差し引いた4億6,065万9,717円を次年度へ繰り越すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第18号 平成30年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第19号 曲畑辺地及び志鳥下辺地に係る総合整備計画の策定
について

○議長（沼田邦彦） 日程第23 議案第19号 曲畑辺地及び志鳥下辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、曲畑辺地及び志鳥下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

曲畑辺地に係る総合整備計画につきましては、合併時に旧南那須町から引き継ぎ、事業実施してまいりました。この計画は5年ごとに見直すことになっておりますが、令和元年度をもって現在の計画期間が終了しますことから、引き続き令和2年度から令和6年度までの5年間の期間で市道田野倉曲畑線の道路整備を図るものであります。なお、総事業費は4億500万円を予定しております。

また、今回、新たに志鳥下辺地を追加し、令和2年度から令和6年度までの5年間の期間で、損傷が激しい市道下川井柏崎線の道路整備を図るものであります。こちらの路線につきましても、総事業費4億500万円を予定しております。

この総合整備計画が総務省及び栃木県に認められることにより、事業実施の際、財源として

辺地対策事業債の借り入れが可能となります。これは、充当率100%、元利償還金の80%が普通交付税に算入されるという非常に有利な地方債であります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第19号 曲畑辺地及び志鳥下辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時25分とします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第24 認定第1号から日程第32 認定第9号までの平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定、国民健康保険特別会計決算の認定、熊田診療所特別会計決算の認定、後期高齢者医療特別会計決算の認定、介護保険特別会計決算の認定、農業集落排水事業特別会計決算の認定、下水道事業特別会計決算の認定、簡易水道事業特別会計決算の認定、水道事業会計決算の認定については、いずれも平成30年度決算の認定に関するものでありますことから、一括

して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第24 認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第26 認定第3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第27 認定第4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第28 認定第5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第29 認定第6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第30 認定第7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第31 認定第8号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第32 認定第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（沼田邦彦） よって、認定第1号から認定第9号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成30年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

平成30年度は、第2次総合計画のスタートの年として、目指すべき将来像に向け、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本として、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算113億2,000万円の予算編成を行い、市民の安心安全を柱とし、そのほかに子育て、教育など市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、自主財源の柱である市税収入が、法人税割の減額により前年度を下回り、地方交付税も平成28年度から普通交付税の合併算定替の縮減が始まった影響があり、減額となりました。今後は、自主財源確保のため、税の収納対策等に一層、努めてまいります。また、ことし10月には消費税率が10%に引き上げられますことから、使用料、手数料等の見直しを行ってまいります。

歳出では、民間保育園の園舎改築事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、畜産振興として、畜産担い手育成総合整備事業、武道館外構整備事業等に取り組んでまいりました。少子高齢化の進展、人口減少問題など、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。今後は、中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、平成30年度一般会計の決算状況を申し上げます。歳入総額は120億7,065万4,661円で、前年度比2億39万9,000円、1.6%の減であります。歳出総額は115億1,825万8,362円で、前年度比1億2,471万4,000円、1.1%の減であり、歳入歳出差引額は5億5,239万6,299円であります。翌年度へ繰り越すべき財源は3,191万円、実質収支額は5億2,048万6,299円、決算処分として、財政調整基金への積立額1億4,000万円、庁舎整備基金への積立額1億4,000万円であります。平成30年度の純繰越金は2億4,048万6,299円で、予算額に対する執行率は、歳入が101.8%、歳出は97.2%でありました。

それでは、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。市税は、32億7,397万円。対前年度比2,472万円、0.7%の減額となりました。これは、法人税割の減収による市民税の減などが要因であります。

地方消費税交付金は、対前年度比3.4%の増額、自動車取得税交付金は30.3%の増額になっております。

地方譲与税やゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度を若干、上回る結果となりました。

普通交付税につきましては、合併算定替の縮減措置が3年目となり、また、基準財政収入額が伸びたことなどから、対前年度比1億8,446万4,000円、4.6%の減額となりました。特別交付税は、対前年度比1,454万3,000円、2.6%増となりましたが、地方交

付税総額で43億7,098万3,000円、対前年度比1億6,992万1,000円、3.7%の減額となっております。なお、本市におきましては、合併団体のため、平成27年度までの10年間、特例措置として一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されておりました。

国庫支出金は、保育所等整備交付金の増により、対前年度比7,263万3,000円、5.8%の増額となりました。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備補助金の減により、対前年度比1億1,207万8,000円、12.7%の減額となりました。

財産収入は、旧興野小学校の跡地売払収入の増などにより、対前年度比3,378万7,000円、236.3%の増額となりました。

繰入金は、財政調整基金等の取り崩しの増により、対前年度比4,297万3,000円、19.6%の増額となりました。

市債は、山あげ会館施設整備事業の完了などに伴い、対前年度比5,240万円、9.3%の減額となりました。

次に、歳出であります。1款議会費は、議場用音響設備改修工事の増により、対前年度比477万2,000円、3.3%の増額となりました。

2款総務費は、庁舎整備基金積立金の増などにより、対前年度比7,903万2,000円、5.7%の増額となりました。

3款民生費は、民間保育園の園舎改築支援事業の増などにより、対前年度比9,205万7,000円、2.5%の増額となりました。民生費は、一般会計全体の32.8%を占め、総額37億7,299万8,000円となっております。

4款衛生費は、じんかい処理に係る広域行政事務組合への負担金や、浄化槽設置整備費が減となったことから、対前年度比2,062万2,000円、1.5%の減額となりました。

6款農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業の減により、対前年度比1億3,097万8,000円、25.2%の減額となりました。

7款商工費は、山あげ会館施設整備費の減により、対前年度比8,319万3,000円、13.7%の減額となりました。

8款土木費は、道路整備事業の減により、対前年度比4,595万9,000円、6.2%の減額であります。合併特例債を活用した道路整備は6路線、辺地対策事業債を活用した道路整備1路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、栃木県防災行政ネットワーク再整備工事負担金の増により、対前年度比410万4,000円、0.7%の増額となりました。

10款教育費は、学校施設整備基金積立金の増により、対前年度比2,630万円、2.2%の増額となりました。

11款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費や、公共土木災害復旧費の減により、対前年度比965万5,000円、74%の減額となりました。

12款公債費は、元利償還金が13億9,267万9,000円、対前年度比4,063万8,000円、2.8%の減額となりました。

なお、平成31年3月31日現在、市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付しました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

平成30年度は、新国保制度導入により財政運営主体が県に移行して最初の決算となっております。

さて、国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。まず、事業勘定から御説明申し上げます。

平成30年度末の国民健康保険加入世帯数は、4,369世帯、対前年度比125世帯減、被保険者数は7,314人、対前年度比330人減でありました。

平成30年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が34億7,907万300円、歳出決算額が32億5,440万3,967円であります。歳入歳出差引残額は2億2,466万6,333円であり、このうち財政調整基金に1億円を積み立てました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約68%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。歳入決算額は6,583万2,555円で、歳出決算額は5,686万2,598円であり、歳入歳出差引残額は896万9,957円となりました。このうち、国保診療所運営基金に300万円を積み立てました。前年度と比較して、歳入は11.6%、歳出は4%の減となっております。

七合診療所の患者数は5%の減、診療収入は3.8%の減でございますが、境診療所につきましては患者数が11.1%の減、診療収入も20.5%の減と、毎年、大幅に減少している状況でございます。地域住民の医療の確保と健康増進のために診療所の果たす役割は大きく、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいります。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問して、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、へき地診療所として地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が6,374万4,905円、歳出決算額が5,702万3,417円であります。歳入歳出差引残額は672万1,488円であり、このうち熊田診療所運営基金に300万円を積み立てました。前年度と比較して、診療収入は2.8%の減となっておりますが、へき地診療所設備整備費補助金等により、歳入総額は12.6%の増となっております。また、歳出ではデジタルX線装置を購入したため、15.3%の増となっております。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として、地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず健全運営に努めてまいり所存でございます。

次に、認定第4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の施行から11年を経過し、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が3億4,706万1,028円、歳出決算額が3億4,205万7,554円であり、歳入歳出差引残額は500万3,474円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度と比較して、歳入は5.3%、歳出は5.9%の増となっております。

今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第7期介護保険事業計画の1年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

平成31年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,607名であり、そのうち84.9%の1,365名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が78.8%、施

設サービス利用者は21.2%という状況でございます。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が28億1,929万5,628円、歳出決算額が27億3,827万5,624円、歳入歳出差引残額は8,102万4円でございます。このうち3,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が100.1%、歳出が97.3%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は5億8,280万4,098円、収入未済額は763万4,835円で、収納率は98.6%であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。平成30年度4月には、地域包括支援センターからすやまを社会福祉法人敬愛会に委託し、多様な相談に対応できるよう体制強化を図りました。また、元気高齢者を対象とした一般介護予防事業では、市内各地に設置されたふれあいの里を中心に、地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、平成31年3月末現在で13カ所設置されております。今後は、高齢化問題、人口減少問題に対応すべく、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、認定第6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と、快適な水環境の保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりました。平成30年度末現在の水洗化率は、87.59%であります。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が6,210万2,723円、歳出決算額が5,932万8,221円、歳入歳出差引残額は277万4,502円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。烏山中央処理区、南那須中央処理区を合わせました現在の計画面積は、187.8ヘクタールであり、平成30年度末で183.6ヘクタールの整備が終了し、整備率は97.8%であります。平成30年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が3億9,714万1,257円、歳出決算額が3億8,253万1,792円、歳入歳出差引残額は1,460万9,465円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、両水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、南那須処理区における水処理センターの耐震補強工事、烏山処理区における管渠新設工事、マンホールポンプ場設備工事であります。

下水道事業につきましては、引き続き適切な施設の維持管理と水洗化の促進に努めてまいります。

次に、認定第8号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。

建設改良につきましては、境簡易水道増圧ポンプ場のポンプ取りかえ工事、及び境東浄水場第2送水ポンプの取りかえ工事を行いました。

維持管理につきましては、境東簡易水道送水ポンプ場の自家用発電設備や、興野簡易水道及び境簡易水道の電気設備の点検を行うなど設備保全に努め、有収率は前年比で3.6ポイント上がり、87.1%となりました。

平成30年度の決算額は、歳入決算額が1億352万626円、歳出決算額が7,722万

6,232円、歳入歳出差引残額は2,629万4,394円であります。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等であり、歳出の主なものは職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。

簡易水道事業につきましては、平成31年4月1日に水道事業へ統合し、現在は資産を含む事業の全てを水道事業へ引き継いでおります。

最後に、認定第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。

建設改良では、漏水対策のため、国道294号野上地内配水管布設替工事等を実施しました。

また、水道施設更新事業は、興野第5取水場及び南大和久浄水場の遠方監視装置取りかえ工事等を実施しました。

平成31年3月末までの営業実績は、給水件数8,613件、給水人口2万1,400人、有収水量226万5,325立方メートル、1日最大配水量1万842立方メートルです。水道料金収納率は98.7％であります。収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億2,167万9,682円、水道事業費用は4億1,486万9,810円であります。この結果、平成30年度純利益は1億680万9,872円となりました。

資本的収支は、収入額4,941万2,959円に対し、支出額4億3,984万5,031円であります。差引不足額3億9,043万2,072円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取崩額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号から認定第9号まで、平成30年度決算の認定について一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査した結果を報告いたします。なお、監査委員は、私と議会選出の渋井監査委員です。

お手元の平成30年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書をごらんください。

1ページをごらんください。第1の審査の期間は、令和元年7月2日から17日までのうち、2、8、11、16、17日、烏山庁舎、南那須庁舎及び水道庁舎で実施いたしました。なお、環境課の業務を引き継いだまちづくり課、及び文化振興課の業務を引き継いだ生涯学習課については、他の課より審査時間を若干、多目に確保いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の決算の概要についてですが、先ほど市長から詳細な説明がありました。また、資料においても各会計ごとに詳細に記載してありますので、これらについては後ほどごらんいただくといたしまして、私からは簡潔に報告いたしたいと思っておりますので、御了承ください。

なお、決算に影響がある主なものとして、一般会計では、法改正による農業委員会の体制整備、新たに農地利用最適化推進委員25名の選出、それと財産の売り払いが、特別会計におきましては、国民健康保険の財政運営主体が市から県に変更になったこと、及び簡易水道事業が平成30年度末で廃止されたことが挙げられます。また、調定年度ミスによる徴税費委託金の形式増がありました。

1の各会計の決算状況です。予算額は、一般会計が当初予算額113億2,000万円に補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を合わせた予算現額は118億5,615万8,000円、特別会計は、当初予算額70億7,248万5,000円に、補正予算額1億1,857万9,000円を合わせた予算現額71億9,106万4,000円、一般会計、特別会計を合わせた予算現額は、190億4,722万2,000円です。

2ページ、ごらんください。一般会計及び特別会計ごとの決算状況を記載しております。歳入総額194億842万3,683円、歳出総額184億8,596万7,767円、差引残額9億2,245万5,916円となっております。

3ページ、お願いします。一般会計の決算状況です。(1)の決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は、5億5,239万6,299円。ここから翌年度に繰り越すべき財源3,191万円を差し引いた実質収支額は5億2,048万6,299円となっております。この実質収支額のうち、2億8,000万円を1億4,000万円ずつ財政調整基金及び庁舎整備基金に繰り入れたところでございます。

(2)の財政運営の状況です。アの歳入についてです。歳入に係る費用は4ページ、5ページに記載してございます。収入済額は120億7,065万4,661円で、調定額に対する収納率は95.5%。収入未済額は5億5,611万3,365円。不納欠損額は1,497万5,444円。歳入の主なものは地方交付税及び市税で、全体の63.3%となっております。

市税については、調定額に対する収納率は85.5%であり、また、不納欠損額が1,497万5,444円となっております。

県支出金の収入未済額については、翌年度に繰り越す地籍調査事業費負担金です。

6ページをごらんください。イの歳出についてです。歳出に係る費用は、6ページ、7ページに記載してございます。

支出済額は115億1,825万8,362円、予算現額に対する執行率は97.2%です。歳出の主なものは、民生費32.8%、総務費12.7%となっております。

7ページをごらんください。ウの地方債の状況です。平成30年度の地方債の発行額は5億1,010万円で、年度末の現在高は116億4,675万1,000円です。

8ページ、ごらんください。3の特別会計の決算状況です。

(1)の国民健康保険特別会計です。歳入に係る費用は8から9ページに記載しております。

Aの事業勘定の実質収支は、2億2,466万6,333円で、そのうち1億円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額は34億7,907万300円で、調定額に対する収納率は96.1%。収入未済額1億3,526万5,302円。不納欠損額は617万9,354円。歳入の主なものは、県支出金68.2%、国民健康保険税19.9%となっております。

9ページ、ごらんください。イの歳出についてです。歳出に係る費用は、9ページ、10ページに記載してございます。

支出済額32億5,440万3,967円で、予算現額に対する執行率は96.8%、歳出の主なものは保険給付費70.6%、国民健康保険事業費納付金26.0%となっております。

11ページ、お願いします。Bの診療施設勘定の実質収支は、896万9,957円で、そのうち300万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。収入済額は6,583万2,555円で、調定額に対する収納率100%です。歳入の主なものは、診療収入90.7%となっております。

12ページをごらんください。イの歳出についてです。支出済額は5,686万2,598円で、予算現額に対する執行率は89.1%。歳出の主なものは、総務費77.8%、医業費22.2%です。

13ページ、ごらんください。(2)の熊田診療所特別会計です。歳入に係る費用は13ページ、歳出に係る費用は14ページに記載してございます。実質収支は672万1,488円で、そのうち300万円を熊田診療所運営基金に繰り入れております。収入済額は6,374万4,905円で、調定額に対する収納率100%でございます。歳入の主なものは、診療収入50.5%、繰入金22%となっております。

14ページ、お願いいたします。イの歳出についてです。支出済額は5,702万3,417円で、予算現額に対する執行率は93.9%、歳出の主なものは総務費58.8%、医業費41.2%でございます。

15ページ、お願いします。(3)の後期高齢者医療特別会計です。歳入に係る費用は15ページ、歳出に係る費用は16ページです。実質収支は500万3,474円です。収入済額は3億4,706万1,028円で、調定額に対する収納率99.8%。収入未済額64万3,389円。不納欠損額は3万1,800円。歳入の主なものは、保険料63.4%、繰入金

28.9%となっております。

16ページ、ごらんください。イの歳出についてです。支出済額は3億4,205万7,554円で、予算現額に対する執行率は99.4%。歳出の主なものは、広域連合納付金90.2%となっております。

17ページ、ごらんください。(4)の介護保険特別会計です。歳入に係る費用は17、18ページ、歳出に係る費用は18、19ページです。実質収支は8,102万4円で、そのうち3,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。収入済額28億1,929万5,628円で、調定額に対する収納率は99.7%。収入未済額763万4,835円。不納欠損額は90万9,000円です。歳入の主なものは、支払基金交付金24.6%、国庫支出金23.6%、保険料20.7%となっております。

18ページ、ごらんください。イの歳出についてです。支出済額は27億3,827万5,624円で、予算現額に対する執行率は97.3%。歳出の主なものは、保険給付費90.9%です。

20ページ、ごらんください。(5)の農業集落排水事業特別会計です。歳入に係る費用は20ページ、歳出に係る費用は21ページに記載してございます。実質収支は277万4,502円です。収入済額6,210万2,723円で、調定額に対する収納率は99.7%。収入未済額17万1,275円。不納欠損額はありません。歳入の主なものは、繰入金69.1%、使用料及び手数料18%です。

21ページ、ごらんください。イの歳出についてです。支出済額は5,932万8,221円で、予算現額に対する執行率は95.9%。歳出の主なものは、総務費54.7%、公債費45.3%です。

ウの地方債の状況は記載のとおりです。

22ページをごらんください。(6)の下水道事業特別会計です。歳入に係る費用は22、23ページ、歳出に係る費用は23ページです。実質収支は1,460万9,465円です。収入済額は3億9,714万1,257円で、調定額に対する収納率は99.6%。収入未済額119万2,327円。不納欠損額は32万75円です。歳入の主なものは、繰入金61.0%、市債14.8%です。

23ページ、ごらんください。イの歳出についてです。支出済額は3億8,253万1,792円で、予算現額に対する執行率は97.1%。歳出の主なものは公債費49.2%、総務費30.0%、事業費20.8%です。

ウの地方債の状況は記載のとおりです。

24ページをごらんください。(7)の簡易水道事業特別会計です。歳入に係る費用は

24ページ、歳出に係る費用は25ページに記載しております。実質収支は2,629万4,394円です。収入済額は1億352万626円で、調定額に対する収納率98.7%です。収入未済額は132万7,188円。不納欠損額はありません。歳入の主なものは、事業収入70.6%、繰入金16.2%、繰越金13.0%です。

25ページ、お願いします。イの歳出についてです。支出済額は7,722万6,232円で、予算現額に対する執行率87.9%。歳出の主なものは、総務費50.9%、公債費43.5%です。

ウの地方債の状況は記載のとおりです。

26ページ、ごらんください。第5の財産の管理状況です。1の公有財産、土地及び建物、山林の表は26ページに記載のとおりです。

行政財産中、公共用財産並びに普通財産の土地及び建物で変動がございました。公営住宅の減34.65平米は城東18号棟の解体、公園の減144平米は国土調査による2筆の修正、その他の施設の増699平米は武道館敷地として取得したものでございます。

普通財産の土地の減2万5,346平米は、旧興野小学校跡地の民間への売却、建物の減2,769平米は、旧興野小学校校舎等の民間への売却2,794.91平米です。議会上程案との差25.91平米は、これは建物ではなく、工作物として管理していたものの差が出ております。

山林の減131.57平米は、ソーラー会社の管理用道路として売却したものです。

27ページ、お願いします。一般会計及び特別会計の基金の運用及び管理状況です。基金の運用については、足利銀行を初め5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。なお、奨学基金、市有施設整備基金及び財政調整基金の一部については地方債で、地域振興基金の一部については国債で運用しております。

28ページ、お願いいたします。審査結果及び意見についてです。平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、審査した範囲の結果では、適正かつ正確であったと認められます。また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善を要するものが見受けられましたが、おおむね適正に執行されていたものと認められます。基金の運用状況につきましても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていたと思います。

主な意見についてです。

まず、一般会計です。歳入に係る財源の構成比率を見ますと、自主財源が36%、依存財源が64%であり、自主財源が昨年度より0.9ポイント増加しておりますが、依然として厳しい状況です。

収入未済額は、国・県支出金を除き5億4,300万円余、不納欠損額1,490万円余となっております。収入未済から不納欠損処分に至るまでは、徴収可能時期を念頭に置いた訪問等のほか、差し押さえ処分など法的措置、負担能力の調査など、大変御苦労されていると思います。このような御努力にもかかわらず、特に市税の徴収率については85.5%で、昨年度よりは上昇したものの、栃木県の平均徴収率95.5%を下回り、90%を切るただ1つの自治体となっております。

これは個人市民税などのように県平均を上回る税目がある反面、市税調定額の約57%を占める固定資産税が県平均の94.3%を大幅に下回る76.8%であることが原因だろうと思います。昨年9月の「広報なすからすやま」で税の滞納について特集を組みましたが、十分な理解を得るためには繰り返し丁寧な説明をお願いしたいと思います。また、不公平感はあるものの、徴収不可能な分については不納欠損処分を検討してもよいのではないかと考えております。

歳出につきましては、山あげ会館施設整備事業の完了に伴い、普通建設事業の減少などにより、前年度と比較して減額となっております。

基金及び歳計現金等の公金については、昨年、作成した公金等の管理運用に関する基準に基づき適正に管理されていると思います。超低金利時代である現在は、高い運用益を得ることは困難と思いますが、この基準を踏まえ、引き続き適切な資金運用をお願いいたします。

特別会計についてです。収入未済額1億4,623万円余、不納欠損額は744万円余となっております。また、一般会計から赤字補填的な繰入金に依存した運営を行っている会計も見受けられます。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するため、収納とともに特別会計の独立採算制の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

今後の財政状況についてでございます。先ほど報告2号で報告のありました平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率については、問題は見受けられませんでした。特に将来負担比率については、初めて充当可能財源等が将来負担額を上回りました。これは、合併特例債の残高減少などによる将来負担額が減少するとともに、庁舎整備基金、国民健康保険財政調整基金など、充当可能な財源等が増加したためであり、適切な対応を評価するものであります。しかしながら、将来を展望した場合、今後、人口減少・高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがあります。一方、建物やインフラ系、公共施設の老朽化・耐震化のため、長期にわたり多大な財政負担、さらに少子高齢化や人口減少に対する社会保障施策に係る負担も年々増加傾向にあります。財政力指数は0.452で、前年度より改善されているものの、県平均0.736、市平均0.746、町平均0.723を大幅に下回る本市においては、資産の適正な利活用、遊休資産の売却など、さらなる効果的・効率的な対応が必要と思います。

次に、人材の育成・確保についてです。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き職員の資質向上と意識改革、有資格者の退職を見据えた計画的な人材確保をお願いするものであります。

最後に、内部統制体制の充実についてです。地方公共団体の事務執行の適正化を確保するため、来年4月1日から内部統制に関する方針の策定等や監査制度の充実強化などを内容とする改正地方自治法が施行されます。内部統制に関する方針の作成等につきましては、都道府県知事及び指定都市の市長に義務づけられ、その他の市町村長には努力義務が課せられたところです。これは、行政サービスの提供等の実務上のリスクを評価・コントロールし、事務の適正な執行を確保するものであります。

昨今、大手自動車メーカーの無資格者による検査、データの改ざん、大手鉄鋼メーカーのデータ改ざん、大手住宅メーカーの仕様書違反の工事、さらには中央省庁における決裁済み文書の改ざんや規定に反する統計データの作成、県内の自治体においても不適切な事業者指導、問題解決を困難にさせた不適切な初期対応や課税ミスなど、規定の確認不足によると思われる事例が散見されます。性質は異なるかもしれませんが、本市においても現在は実施されておりますが、法定された事務の未実施、財産の資料間不突合、委託金の歳入年度区分ミス、電算システム改修に伴う不適切な源泉徴収票の作成、契約事務に係る例外規定の特定化の未実施、特別職報酬等の一部見直し根拠等、直近改正の特別職との整合性など、疑問視せざるを得ない事例が見受けられました。いずれの組織においても適正な事務処理のため各種規程の制定など、仕組みは構築されていると思います。それにもかかわらず不適切な事例が発生することは、構築された仕組みが十分に機能していないものと推測されます。議会において決算資料の差し替えや報告の訂正をお願いしたことがある私といたしましては、このような指摘をすることにくじたるものがありますが、名称はともかく、リスクを軽減し事務の適正な執行の確保のための方策を検討していただきたいと思っております。

なお、監査制度の充実強化として、私ども監査委員に義務づけられた監査基準の作成につきましては、遺漏のないよう対応していきたいと思っております。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算、基金運用状況に係る審査結果の報告は以上です。

続きまして、水道事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の平成30年度那須烏山市水道事業決算審査意見書をごらんください。

1 ページです。審査は、令和元年7月2日に、市役所水道庁舎で行いました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要です。水道事業長期更新計画を策定するとともに、簡易水道事業の統合準備を行いました。工事といたしましては、国道293、294号、主要地方道宇都宮那須烏山

線の道路改良工事に伴う配水管布設替を行いました。施設は従来のとおりです。

水道料金の現年度分の収納率は98.7%であり、昨年より0.2ポイント上昇しました。

2ページ、お願いします。事業実績については表のとおりです。給水人口2万1,400人、前年度と比較して362人の減であります。総人口普及率は、昨年より0.3%増の81%。簡易水道の区域を除く給水区域内人口普及率は97.0%で、ほとんどの市民が公営水道の供給を受けている状況です。

有収率は62.9%で、類似団体の平成29年度の80.0%を大きく下回っております。昨年度より3%減少しており、その主な要因は、幹線道路での漏水事故や老朽化による給水管の破裂が考えられます。

職員1人当たりの給水人口は4,280人で、前年度と比較して72人減であります。類似団体の3,139人を大きく上回り、少ない職員で対応していると言えます。

3ページです。2の予算の執行状況です。(1)収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対する収納率100.9%、前年度と比較して100万円の減収。減収の主な要因は、給水収益の減少です。

イの収益的支出は、予算額に対する執行率93.2%。前年度と比較して約2,635万円減少。主な要因は、減価償却費及び支払利息の減少です。

4ページ、お願いします。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対する収納率112.5%。前年度と比較して約85万円の増収。増収の主な要因は、消火栓設置数の増加です。

イの資本的支出は、予算額に対する執行率95.1%。前年度と比較して約1億3,790万円増加。主な要因は、建設改良費及び企業債償還の増によるものです。

5ページをごらんください。ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額について、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額及び減債積立金を取り崩して補填した結果、内部留保資金残額は9億8,900万円余となっております。詳細は表をごらんください。

6ページ、ごらんください。3の経営状況です。当年度の純利益は1億680万9,872円。表は8ページです。水道事業に係る収益5億2,167万9,682円から、費用4億1,486万9,810円を差し引いたものです。

当期末処分利益につきましては、処分案である第18号議案が議決されたところですので、これにより、1,000万円を減債積立金、2,000万円を建設改良積立金として積み立て、残りを繰り越すこととなります。

(1)の収益内容です。収益に係る表は7ページです。アの営業収益は、4億7,995万

9,691円。そのうち98.8%が給水収益です。イの営業外収益は4,062万6,826円で、そのうち86.8%が長期前受金戻入です。ウの特別利益109万3,165円。これは全てその他の特別利益です。具体的には賞与引当金及び貸倒引当金の戻入益です。

7ページ、ごらんください。(2)の費用内容です。費用に係る表は8ページです。アの営業費用は3億6,222万846円で、そのうち60.2%が減価償却費。イの営業外費用は5,264万8,964円で、そのほとんどが支払利息及び企業債取扱諸費です。具体的には企業債利息です。ウの特別損失はございません。

9ページ、ごらんください。(3)の経営比率です。事業活動に伴う営業・営業外、全体という区分ごとの指標です。全て100%以上であるので、問題はないと思います。なお、類似団体と同時期で比較しても見劣りするものはございません。むしろ本業である営業収支で類似団体を上回っていることは、よいことだと思います。また、毎年度指標が上昇していることは、業績の向上と見るができると思います。詳細は、表及び記述をごらんください。

続きまして、10ページです。4の財政状況です。資産は53億4,861万5,600円で、前年度と比較いたしまして1億8,179万8,727円減少しております。負債は27億6,471万7,073円で、前年度と比較して3億2,246万1,189円減少しております。資本は25億8,389万8,527円で、前年度と比較して1億4,066万2,462円増加しております。

(1)の資産です。資産に係る表は11ページです。アの固定資産は43億4,485万5,913円。主なものは、構築物、機械装置、建物です。前年度と比較いたしまして8,510万2,868円減少しております。主な要因は、償却資産の減価償却によるものです。イの流動資産は10億375万9,687円。主なものは現金預金です。貸倒引当金の減は、前年度のような破産更生債権等がなかったためです。ウの繰延資産は、鉄道企業に係る災害による損失のみで、計上することはありませんが、様式が示されているので、それに従ったものであります。

12ページ、ごらんください。(2)の負債です。負債及び資本に関する表は13ページです。アの固定負債は19億5,085万6,586円。1年を超えて償還期限が到来する企業債です。前年度と比較いたしまして2億5,294万9,219円減少しております。要因は、新たな発行がなかったことによる償還分の減少とともに、償還期限が1年以内になった企業債を流動負債に区分変更したためでございます。イの流動負債は2億1,126万9,500円で、ほとんど1年以内に償還期限が到来する企業債でございます。ウの繰延収益は6億259万987円。長期前受金でございます。これは、固定資産の取得または改良に伴い交付される補助金等である長期前受金から、既に収益化された減価償却費見合い分を除いた分を計上してお

ります。

(3)の資本です。アの資本金は20億9,306万7,210円。前年度と比較いたしまして3,385万2,590円増加しております。主な要因は、簡易水道分の企業債元利償還金に係る一般会計からの繰り入れです。イの剰余金は4億9,083万1,317円。前年度と比較いたしまして1億680万9,872円増加しております。要因は、当年度の純利益です。

14ページをごらんください。(4)の水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は、551件、788万8,061円。未納者に対する市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき、整理を進めました。185件の給水停止通知を送付し、10件が執行に至り、年度末で6件が継続中です。平成22年度から28年度までの31件、239万1,448円について、不納欠損処分したところです。

15ページ、ごらんください。(5)の財務比率です。水道事業の場合、施設の建設費の大部分を企業債で調達するという特殊性があるため、指標の範囲外であっても不健全と言えない場合もございます。指標は望ましい方向にシフトしていると思います。

アの自己資本構成比率は59.6%で、類似団体より低いものの、増加傾向にあります。これは総資本に占める自己資本の割合を示す指標で、高いほど経営が安定するとされています。

イの固定資産対長期資本比率84.6%で、前年度より0.6ポイント増加しているものの、類似団体よりは望ましい傾向にあると思います。これは固定資産がどの程度、長期資本で調達されているかを示す指標であり、低いほど望ましいとされております。

ウの固定比率は136.3%で、前年度より8.1ポイント減少しており、望ましい傾向にあると思います。これは自己資本がどの程度、固定資産に投下されているかを示す指標であり、100%以下が望ましいとされております。水道事業の場合、固定比率が100%を超えていても、固定資産対長期資本比率が100%を下回っていれば、長期的な枠内の投資が行われているということで、必ずしも不健全な状況とは言えません。

16ページ、ごらんください。エの流動比率です。475.1%で、前年度より49.6ポイント増加しております。これは流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払い能力を示す指標であり、ある程度、高いほうが良いと言われております。私が聞いたときだと、たしか200%以上というふうな話を聞いたことがございます。

17ページ、ごらんください。5の資金状況です。キャッシュフローの計算書は、18ページにございます。キャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動に区分して表示したものです。キャッシュフロー計算書により、1事業年度における資金の流れを知ることができます。業務活動プラス、投資活動マイナス、財務活動マイナスであり、比較的良好な経営状況と言われるパターンだと思います。計算の方法とし

ては、直接法と間接法がございますが、これは間接法で計算しております。

(1)の業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施による資金の流れを表示しています。当年度純利益1億680万9,872円に、現金支出を伴わない減価償却費などを加算し、長期前受金の戻入額などを減算し、最終的に2億9,005万572円となりました。

(2)の投資活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却による資金の流れを表示します。上水道整備のために1億3,420万8,675円を減算し、水道加入金などを加算し、最終的にマイナス1億2,109万804円となりました。

(3)の財務活動によるキャッシュフローは、増資や減資による収支や、資金調達、返済に関する資金の流れを表示します。企業債償還のために2億9,490万5,236円を減算し、他会計からの出資を加算し、最終的にマイナス2億6,105万2,646円となりました。

(1)の業務活動によるキャッシュフローから、(3)の財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金減少額9,209万2,878円が算出され、これに資金期首残高10億8,490万4,849円を加算した資金期末残高9億9,281万1,971円は、この資料の11ページ、流動資産の現金預金と一致しております。

19ページ、お願いします。審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、実施した審査の範囲内において、計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていると認めます。

経営状況、経営指標いずれも前年度より改善し、類似団体を上回っており、健全な経営状況にあると思います。

財政状況は、資産が減少しているが、資本の割合が増加しているので、改善傾向にあると思われま

す。また、財務指標は、自己資本構成比率及び固定比率において、類似団体に及ばないものの、改善傾向にあると思います。

水道料金の収納率については、前年度と比較して0.2ポイント増加し、依然として県内で高い順位を保っております。

有収率については、県内で低い順位で推移してきましたが、昨年はさらに3.0ポイント低下し、62.9%となっております。給水人口が減少していることに連動し、料金収入が減少する一方、長期間と莫大な費用を要する老朽管更新事業は、有収率向上の観点からも喫緊の課題となっていると思います。今後、水道事業長期更新計画をもとに、財政的裏づけなどを十分考慮した精度の高い更新計画を策定し、着実な更新を進めるとともに、健全で安定した経営に努めてください。

経費節減の取り組みといたしましては、企業債の繰上償還や、経費の中でも大きな割合を占

める電力について、有利な電力会社を選定したところですが、引き続き可能な範囲で対策を講じてください。

水道事業の安定的な運営には、豊富な経験・知識や技術を有するスタッフが必要不可欠と思います。ベテラン職員の技術や知識の継承を図れるよう、人材の継続的確保や育成の仕組みの構築をお願いいたしまして、私の全ての決算審査結果の報告を終了いたしたいと思います。ふなれなため、お聞き苦しい点が多々あったかと思えます。御清聴ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明及び監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月9日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、平成30年度決算の質疑については、9月9日に行うことといたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 4時45分散会〕